

令和5年第5回穴水町議会12月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和5年12月7日(木)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉村 光輝 副 町 長 宮崎 高裕
総務課長 北川 人嗣 環境安全課長 荒木 秀人
税務課長 上野 実 住民福祉課長 笹谷 映子
子育て健康課長 谷口 天洋 観光交流課長 中瀬 寿人
地域整備課長 金谷 康宏 上下水道課長 勝本 健一
会計課長 彦 美香 教育委員会
総務局長 小林 建史 事務局 局長 松尾 美樹
欠 席 者 教育長 大間 順子

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 係長 龍池 公子 主任 出崎 雄太

令和5年第5回穴水町議会12月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	12月7日	木	午前10時～	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議員提出議案の趣旨説明 第5、諸般の報告 (散 会、議員協議会)
第2日	12月8日	金		休 会
第3日	12月9日	土		休 日
第4日	12月10日	日		休 日
第5日	12月11日	月		休 会
第6日	12月12日	火	午後1時30分～	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第7日	12月13日	水	午前10時～ 午後1時30分～	教育民生常任委員会 総務産業建設常任委員会
第8日	12月14日	木		休 会
第9日	12月15日	金	午前10時00分～	(本会議再開) 第1、付託議案等の委員長報告 第2、委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の5件であった

議案第52号 令和5年度穴水町一般会計補正予算（第4号）

議案第53号 令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第55号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第56号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

本会議に提出された議案は、次の1件であった

発議第6号 学校給食を無償化するための財政措置を求める意見書の提出について

本会議に提出された議会報告は、次の1件であった

議会報告第7号 例月出納検査の結果報告について

◎議事日程

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定

日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明

日程第4、議員提出議案の趣旨説明

日程第5、諸般の報告

議 事 の 経 過

◎開会

（午前10時00分開会）

○議長（佐藤豊）

ただ今から、令和5年第5回穴水町議会12月定例会を開会いたします。

はじめに、大間教育長におかれましては、本日、欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、ご承知をお願いします。

ただ今の出席議員数は10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤豊）

日程に基づき、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、穴水町議会会議規則第126条の規定により、8番 小泉一明君及び9番 小坂孝純君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤豊）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月15日までの9日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日より12月15日までの9日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、町長提出議案5件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本日ここに、令和5年第5回穴水町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

この秋、石川県では「第38回国民文化祭」並びに「第23回全国障害者芸術文化祭」として、「いしかわ百万石文化祭2023」が、県内の全ての市町を会場として開催され、本

町においても、10月21日と22日に「人形劇フェスタ in あなみず」が、11月11日と12日には「能登ワイン新酒フェスタ2023」、そして、11月23日から26日にかけて「障害者芸術祭アートでつながる人とまち」が開催され、さらには期間中の11月4日には「能登穴水三平堂落語会」も応援事業として花を添えました。

いずれも、町内外から多くの観客や鑑賞者が訪れ、芸術と文化の素晴らしさと大切さを実感できたことと存じます。本町の事業開催にご尽力いただいた関係者の皆様方に改めて敬意を表すとともに、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

この国民文化祭の催しが、今後の町の文化の発展と新たな芸術への取り組みへのきっかけになることを期待したいと思います。

次に、町の最上位の計画である「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、現在、外部審議会の開催を通して、改定作業を進めております。

国が掲げるデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す」の、考えのもと策定された国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」と、この9月に石川県が策定した「成長戦略」に加え、私自身が町長に就任以来、取り組んで参りました選挙公約を、町の総合戦略に組み入れることにより、様々な課題の解決や確実な施策の遂行を行うもので、今後の穴水町が目指す将来像としてより明確化するものとなります。

そして、その改定方針は、今までの「4つの基本目標」を踏襲し、さらに国が推奨する「デジタル化とカーボンニュートラルの推進」について、横断的目標として加えることが中心となっており、産業、福祉、教育、行政などの様々な分野において、幅広くデジタルの力を活用し、生産性の向上や効率化を図るとともに、町民の誰もがデジタルの恩恵を享受し、豊かさを実感できる「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」社会を実現するとともに、国が目標とするカーボンニュートラルの推進に向けて、再生可能エネルギーの導入支援やリサイクルの推進等による資源循環など、町民や事業者などの行動変容を促進していくことを、新たな目標として追加したいと考えております。

今後、議員の皆様のご意見や町民の皆様方からのパブリックコメントを求め、年明けの当初議会までに改定作業を終えるとともに、その具体的計画については、積極的に新年度予算に反映して参りたいと考えております。

次に、学校施設の調査についてであります。

穴水小学校の校舎の老朽化を調査する「耐力度調査」の結果が先日まとめ、調査した3カ所の内、教室棟と職員室のある管理棟については、文部科学省の定める基準を下回っており、建物は構造的に危険な状態にあると判断されました。

建築から54年が経過し、県内でも最も古い小学校の一つであり、町の公共施設の中でもこの老朽化した学校施設の改善が、大きな課題でありましたが、この調査によって国からの財源が確保できることとなり、今後につきましては、穴水小学校の保護者の皆さんにご説明し、児童の安全を最優先として、早急な建て替えに向け、準備に取りかかりたいと存じます。

議員の皆様方には、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

そして、もう一つ、終わりのないロシアのウクライナ侵攻に加え、イスラエルとパレスチナによる戦闘は、中東の石油に依存する日本にとって大変影響が大きく、電気、ガス、石油などのエネルギー価格に加え、食料品などの生活物資に至るまで、様々なところで物価高騰の影響が拡大しております。

政府も、11月2日に、総合経済対策として「重点支援地方交付金」の追加を閣議決定し、同29日には補正予算として成立されました。

全国一律の「低所得世帯支援枠の7万円の給付金」と、「市町村で実施する支援事業」の二本立てとなっております。本町といたしましては、本定例会に新型コロナウイルス感染症対策を含め9回目となる商品券事業を提案いたしました。家計への支援と町の経済の下支えになるよう、できるだけ速やかに実施いたしたいと考えており、さらには、保育所や高齢者及び障害者福祉施設等に対しても、直接支援を行うことで、物価高騰への負担の軽減を図って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、先の見えない世界情勢の中、常に経済状況を注視しつつ、身近な町民の暮らしに目を向けて、今できる対策を取って参りたいと考えており、今後、冬に向い、寒さが増してくるとは存じますが、できるだけ暖かくして、この冬を乗り越えていただきたいと願っております。

それでは、本定例会に提出いたしました議案5件について、その大要をご説明いたします。

最初に、議案第52号「令和5年度穴水町一般会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出それぞれ1億7,969万4千円を追加し、総額72億5,679万円とするものであります。

まず、先ほどもお話をいたしました。物価高騰対策事業であります。

商工費において、この物価高騰による家計への負担軽減のため、全町民の約7,400人に対し、1人あたり5千円の商品券を、さらに、高校生以下の子どもたち約700人に5千円を加算した、4,050万円分の商品券を配布するもので、その配布に係る事務費の350万円を加えた総額4,400万円を計上いたしました。

また、民生費であります。物価高騰対策として特別養護老人ホームや介護医療院などの入所型の高齢者福祉施設に対し、1施設10万円と、定員1人あたり1万円を支給し、通所介護やデイケアなどの通所サービス事業者には、1施設10万円と、定員1人あたり5千円を、さらに居宅介護支援事業所などの居宅サービス事業に対しては、1施設あたり5万円を支給いたします。

さらに、障害者福祉施設や保育所等についても同様な支援を行いたいと考えており、全42事業所に対し、その事業費として総額1,220万円余りを計上するものであります。

また、国の低所得世帯への支援策として、本年5月に、住民税非課税世帯を対象に1世帯3万円を給付いたしました。さらに今回、「物価高騰対応重点支援臨時給付金」として1世帯あたり7万円を追加給付するもので、本町においても、令和5年度課税分の非課税世帯、

約1,360世帯を対象とした給付金9,520万円と、その事務費180万円の総額9,700万円を補正したものであります。

次に、通常事業費分についてご説明いたします。

まず、総務費において、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間延期となっております、「東京穴水会設立30周年記念総会」の開催補助として、50万円を計上いたします。東京穴水会の皆さんには、ふるさと納税をはじめ、様々な分野で穴水町の発展にご協力いただいております、大変感謝をしております。

また、企画費において、奥能登広域圏事務組合の1市2町で実施している、共同電算システムについて、法改正により「個人住民税特別徴収税額通知」を電子発行するためのシステム改修負担金として、830万円余りを計上したところであります。

さらに、衛生費においてであります。新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業として、町内の医療機関において、年内におけるワクチン接種を促進するための交付金を支給するもので、総額350万円余りを計上いたしました。

その他の事業については、前年度の国庫補助金の確定による返還金や、事業の進捗により不足となった事業費の追加費用などについて補正するものであります。

その歳入についてであります。国庫支出金、1億3,800万円余りと、前年度繰越金4千万円余りを充てており、残りについては、地方交付税40万円余りを充当するものです。

次に、議案第53号「令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、定期検査で発見された東町のマンホールポンプの制御盤ケーブルの修繕工事に伴う増額補正について計上したもので、財源については、全額一般会計から繰入れいたします。

最後に、予算以外の議案についてであります。

始めに、議案第54号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の月例給及び特別給、並びに議会議員及び特別職の特別給の引き上げについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の施行に関する取扱い及び健康保険法施行令等が一部改正され、国民健康保険被保険者の産前産後期間に係る保険税の減免について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号「穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和6年4月1日より公共下水道事業及び集落排水事業について、地方公営企業法に基づき公営企業の業務に移行するため、所要の改正を行うものであります。

なお、ご提案いたしました議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、何卒、慎重審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、私が町長に就任して1年と10ヶ月となりますが、ようやく、議員時代に見えなかったものが見え始めたように感じております。

先の「町政懇談会」でも多くの町民の皆様から地域の抱えている様々な課題や町政に対するご提言をいただいております、私の選挙公約に掲げている「町民の皆様と話し合える場、考える場、行動できる場」、すなわち、「町民と協同で考えること」を大切にしながら、今後のデジタル社会への推進と地域コミュニティの充実、さらに重要施策としての子育て支援や教育環境の充実、そして交流人口の拡大や定住人口の増加などの諸課題の解決に向け、現在改訂作業を進めている新たな総合戦略を強力に推進すべく、「すべての世代が暮らしやすい、住みよい環境づくり」を、そして、「人口の少ない町、規模の小さい町だからこそ出来る、きめ細かい住民サービス」を考え、町民生活の安心安全を確保するとともに、未来ある子ども達に「これからも住んでみたい、住んでよかった」と思えるようなまちづくりを行って参りますので、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（佐藤豊）

次に、議員提出議案1件を議題にいたします。
これより「議員提出議案の趣旨説明」を求めます。
9番、小坂孝純君。

○9番（小坂孝純）

それでは、発議第6号の趣旨説明を行います。

本日、穴水町議会12月定例会において、「学校給食を無償化するための財政措置を求める意見書」の提出をするものであります。

私、小坂孝純が発議し、発議にあたり賛成者は、宮本浩司議員であります。

学校給食法第2条で定める学校給食の目標達成に向け、小・中学校では給食を通じた食育が行われており、その意義は大きく、学校給食は教科学習と並んで学校教育の大きな柱となっております。

日本国憲法第26条第2項では、「義務教育は、これを無償とする」と定められており、教育基本法第5条第4項では、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は徴収しない」とされております。

そして、小・中学校で用いられている教科書は、義務教育諸学校の教科図書の無償措置に関する法律により無償化が既に図られており、それと同様に、食育に必要不可欠である学校給食においても、義務教育の段階では無償とすることが望ましいと考えています。

しかし、財政力から無償化の実施が困難な自治体が多く、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実情があり、多岐にわたる保護者負担の増大に対処するために

は、学校給食費の無償化を子ども・子育て政策に位置付けることが重要であり、そして、学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、全国あらゆる学校で給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠であります。

よって、国におかれては、自治体の財政力によって給食制度の格差が生じないように、全国すべての学校給食費を無償化するための、自治体への財政措置を行うことを強く要望するものであります。

議員皆様のご賛同をお願い申し上げます。

◎諸般の報告

◇

○議長（佐藤豊）

次に、「諸般の報告」を行います。

町監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果が議会に提出されております。

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

引き続き、議員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室へお越してください。

（午前10時23分散会）

令和5年第5回穴水町議会12月定例会議録

招 集 年 月 日 令和5年12月12日(火)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	吉村 光輝	副 町 長	宮崎 高裕
教 育 長	大間 順子		
総 務 課 長	北川 人嗣	環 境 安 全 課 長	荒木 秀人
税 務 課 長	上野 実	住 民 福 祉 課 長	笹谷 映子
子 育 て 健 康 課 長	谷口 天洋	観 光 交 流 課 長	中瀬 寿人
地 域 整 備 課 長	金谷 康宏	上 下 水 道 課 長	勝本 健一
会 計 課 長	彦 美香	教 育 委 員 会 事 務 局 長	松尾 美樹
総 合 病 院 事 務 局 長	小林 建史		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 係長 龍池 公子 主任 出崎 雄太

◎議事日程

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、議案等に対する質疑
- 日程第3、議案等の常任委員会付託

一 般 質 問

◎開議の宣告

(午後1時30分再開)

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。5分前になりましたら呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行ってください。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

9番 小坂 孝純 議員

○議長（佐藤豊）

9番、小坂孝純君。

(9番 小坂 孝純 登壇)

○9番（小坂孝純）

9番、小坂です。

早いもので今年も早、残すところ19日となりました。

70歳を過ぎると1年1年が本当に早く感じるものであります。

今日は、町政懇談会の資料に基づいて何点か質問をしたいと思っております。

11月27日から兜地区、諸橋、住吉、穴水地区と、本年も町政懇談会が行われました。

吉村町長より、予算の状況と主な取り組みが説明されました。

私は毎年思っていたことではありますが、町民皆さんに説明された資料を事前にお配りすることはできないでしょうか。当日おいでの方々はわかるのですが、ほんの一部の方々だ

けです。町政懇談会が行われる1ヶ月前くらいに広報あなみずに折り込みするとか、せつかくの政策や事業が執行され、6ヶ月、7ヶ月後に町民皆さんに周知するものでは遅すぎると思います。

そのうち、第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、誰もが活躍できる安心した雇用を創出する。その中でも、あなみず町おこし応援事業、新規のチャレンジショップを活用した賑わい創出の事業、そして創業者・小規模事業者支援事業と内容までは申し上げませんが、とても素晴らしい事業がたくさんあることを、早く町民の方々や移住定住を考えている方々に知ってもらえることが大切ではないかと思っております。

また、サテライトオフィス誘致事業も、その後どうなっているのかを、お聞きをいたしたいと思います。

次に、農業、漁業の担い手についてであります。

町政懇談会の質問の中にもありました。農業、漁業の担い手のこれからについて、穴水町はどういうふうにかえ、進めていかれるのかを、お聞きをしたいと思います。

そしてまた、残念なことでありましたが、穴水町のかき祭り、そして長谷部祭り、駅伝大会と穴水町の、大きなイベントの中でも最大のイベントである「かき祭り」が残念ながら出来ないということでもあります。

話に聞きますと、今年は雨が降らず、水不足のため牡蠣貝が不良で毎年の半分しか取れないということでもあります。

まことに残念なことでありますが、来年に向けて担い手と、また、そのかき祭りを盛大にできることを願いますが、来年度に向けての補助対策ですか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

まず始めに、町政懇談会の資料についてお答えを致します。

町政懇談会につきましては、町長をはじめとする町執行部が、住民の皆さんから、直接、ご意見やご要望をお聞きし、将来に向けたまちづくりなどを含めた町政運営に活かすため、町政の報告を兼ねた町民参加型の意見交換会の場として、毎年、各地区で開催をいたしております。

さて、議員のご質問にある、町政懇談会にお配りした資料についてでございますが、町の予算の状況や主な取り組みとして、町政懇談会の開催日における最新の情報として、ご紹介・ご説明させていただいておりますが、令和元年から令和3年の3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町政懇談会の開催が中止となったため、町内各地区ごと、班ごとに回覧板として、対応させていただいたところでございます。

町が取り組む、各種事業や制度につきましては、町ホームページの他、広報あなみず4月

号に「町の会計簿」として、また、議会だよりには、「当初予算や補正予算の概要」として、予算や条例等の議決の都度、周知させていただいております。

議員、ご提案のとおり、町政懇談会への参加者以外の方々にも広く周知するため、今後広報あなみずに折り込むなど、その周知の時期、方法については、今後、検討させていただきたいと存じます。

また、町の様々な新しい制度や施策についてであります。現在改定作業を進めている町ホームページの掲載を含め、できるだけ早く、かつ分かりやすく町民や移住者の皆様に周知できるよう努めて参りたいと存じます。

なお、町政懇談会の開催時期につきましては、新年度予算や新しい施策に反映させるため、可能な限り予算編成に合わせた時期に開催させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしますと存じます。

○議長（佐藤豊）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

続きまして、事業紹介や事業進捗についてお答えいたします。

あなみず町おこし応援事業、創業者・小規模事業者支援事業はこれまで、町広報誌や町公式ホームページへの掲載、町内の中高短大への出向案内などの他、首都圏で開催される移住フェアにおいても周知を行っているところであります。

チャレンジショップを核とした賑わい創出事業、サテライトオフィス誘致事業の現状と今後の主な取り組みについては、両事業共に、国のデジタル田園都市国家構想事業の採択を受け、事業化したものであり、先月には、受託業者らが、町の現状について調査に入ったところであります。

チャレンジショップを核とした賑わい創出事業については、チャレンジショップの設立に向け、飲食店の需要や市場動向など、拠点としての空き店舗等の調査を進めております。

サテライトオフィス誘致事業につきましては、本町の地域資源や課題等を洗い出し、その両面において誘致戦略の策定を行っています。

同時に、地方にサテライトオフィスの開設を検討している企業向けのプレゼンテーション資料の作成や、都内で開催されるマッチングイベントに出展し、町のPRや面談ヒアリングを実施することで、誘致情勢や企業ニーズが把握でき、進出企業の拠点候補地として、町内の空き施設や店舗等で、調査検討を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

続きまして、農業・漁業の担い手についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、農林水産業を営む経営者の高齢化が進む中で、担い手不足の問題は、当町に限らず過疎化が進む多くの自治体が抱える大変深刻な問題と捉えております。

こうした現状を踏まえて、農業関係では、集落営農組織の育成や新規就農者支援策として、地域担い手育成支援事業や農業次世代人材投資事業の創設に加えて、奥能登地区インターンシップ協議会と連携し移住就農希望者の確保に向けてのイベントに参加するなど、積極的に新規就業者の募集を行っております。

さらに、農業機械導入支援事業や資機材等の高騰を受け町単独で肥料・飼料・燃料価格高騰緊急対策事業で、農業経営の負担軽減と経営の安定化を図ったところです。

水産業の担い手支援策として、町の単独事業で新規漁業就業者担い手支援事業や漁業機械等導入支援事業により、漁業者の支援を行っており、多様な担い手のニーズに対応した支援内容となっております。

水産業関連につきましては、年明け2月の雪中ジャンボかきまつり2024は、猛暑等の影響から牡蠣の死滅や成育不良が相次ぎ、例年並みの出荷数量の確保が困難であることから、中止という決断に至りました。一方で、年明け1月6日から5月6日まで開催される加盟店での「まいもんまつり冬の陣かきまつり」や、ふるさと納税・小包等については、イベント用の牡蠣を利用することで、縮小することなく対応出来る見込みです。

今年の牡蠣の不作を受けて、稚貝購入等への支援など、まずは生産者等でどのような支援が必要か協議していただき、その結果を踏まえ、県水産総合センターや県漁協と連携し、町として対応策や支援策を検討していきたいと考えております。

また、将来的には牡蠣の需要に対する供給量を確保するため、事業の規模拡大への支援策も検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小坂孝純君。

○9番（小坂孝純）

ご答弁ありがとうございます。

農業、漁業、林業ですね。やはり、この穴水町を変えていくためには、やはり若者の担い手が本当に必要不可欠だと思っております。

ある政治家が言うておりました。「どこの地域、町でも市でも、その市町を自分たちの志しで変えていく、そういう情熱のある若者とか人々が5、6人いれば変えられる。また、変えられるのは、移住・定住してきた方がその町を変えられる」と、というような話をお聞きしました。

今の私をはじめ、そうでありますけれども、やはり穴水町の町民の皆さん方も真剣に考える時期が、私にしてみれば遅いのかなと思いますけれども、本当に真剣に考えて、これからそういう志の若者が出てきて欲しいなと期待をしております。

ふつつかな質問でありましたけれども、終わりたいと思います。
ありがとうございます。

◇

2番 小谷 政一 議員

○議長（佐藤豊）

2番、小谷政一君。

（2番 小谷 政一 登壇）

○2番（小谷政一）

2番小谷でございます。

先ほど小坂議員の方も少し触れましたけれども、来年2月に予定されておりました「雪中ジャンボカキまつり」が中止になりました。今年の夏の猛暑で海水温が上昇したことによる、育成不良や、黒鯛の食害などによる牡蠣の不足が理由だと言われております。新聞やテレビで大きく取り上げられ、今更ながらこのイベントが穴水町の観光に貢献していたことを思いますと、残念でございます。来年からは、このようにならないことを願っております。

それでは質問に入ります。

質問は一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

昨年12月議会においても質問しましたが、今年も引き続き令和6年度当初予算編成方針についてお聞きいたします。

町長にとって2回目の当初予算編成になります。

石川県は、11月22日に当初予算編成についてホームページに掲載をしております。

県の予算編成のポイントとしましては、石川県成長戦略の実現に向けた取り組み、喫緊の課題である人口減少対策、新幹線県内全線開業対策、社会全体のデジタル化やグリーン化、県民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みなどを推進するとあり、予算要求基準、シーリングも示されていましたが、5つの重点政策テーマ枠については、別枠で新規事業が可能とあり、その内、人口減少対策、デジタル化・グリーン化の推進、県民生活の安全・安心の確保、この3つが当町においても重要な政策であるとみておりました。

新型コロナウイルス感染症も5類になり経済活動も元に戻りつつありますが、ロシアによるウクライナ侵攻などによる世界情勢の悪化に伴う原油高等の輸入価格高騰によりすべての物が値上がりし、町民生活も中々改善されないように思えます。

そのような中で、町税や地方交付税、補助金等の歳入額を見込み、穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく基本目標をベースに、限られた財源を有効に利用するために、継続事業及び新規事業について、選択と集中を徹底したうえで町長公約の実現に向けた予算編成になるものと思います。

令和5年度は、子育て・教育の支援をテーマに「穴水町未来づくり会議」を行い、魅力的な公園づくりなどが提言され、保育料や給食費の無償化の実施、西川島児童公園の整備が行われ、若い子育て世代の希望が叶えられ大変良かったと思っております。

このような取り組みが、町外の若者にも周知され来迎寺ニュータウンの整備とともに、移住定住による人口減少対策となる事を願うものでございます。

それでは、財政状況などを踏まえての、総合戦略や町長公約などの重点的な取り組みをすべき令和6年度当初予算編成方針についてお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

ウクライナやイスラエルにおける世界紛争など、複雑化する世界情勢と経済状況の中、令和6年度の国の予算編成の基本的な方針を鑑み、本町においては、私の選挙公約である「全世帯が暮らしやすい、住みよい環境への実現」に向けて、現在改定作業を進めている穴水町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の、基本目標を推進するための施策や事業を積極的に取り組むこととしており、将来的な人口減少に対応した、自主・自立したまちづくりを進めることともに、引き続き、行財政改革と持続可能な財政基盤の確立を図ることとし、これまで以上に選択と集中をより明確にし、町政の重要課題に的確に対応するよう関係各課が十分に連携し、創意と工夫を凝らした予算編成になるよう指示したところであります。

具体的には、歳入面において、コロナ禍により低迷した企業活動の回復や、メガソーラー発電施設の稼働により税収増があるものの、人口減少に歯止めのかからない社会構造化では、国からの地方交付税などの増加は見込めず、歳出面においても、高齢化による社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設の維持費などの増加に加え、今後予定される、マテリアルリサイクル施設や小学校の建設などの大規模投資事業への対応など、財政状況は決して楽観できる状況にはないと考えており、歳出に関する事項として、前年度と比較して、一般財源ベースで97%のシーリングを設けております。

しかしながら、新総合戦略でうたう4つの基本目標と、それに追加する横断的目標のデジタル化とカーボンニュートラルの推進については、町の産業、福祉、教育、行政などの様々な分野において、幅広くデジタルの力を活用し、生産性の向上や効率化を図るとともに、国

が目標とするカーボンニュートラルの推進に向けて、十分に検討し、予算要求することとしております。

さらに、重点施策推進事業として、子育て支援事業、DX推進事業、脱炭素社会推進事業、町政施行70周年記念事業に加え、未来づくり会議の提言事業の5つについて、積極的に予算要求するよう指示しており、議会、監査委員、区長会等からの意見や要望事項などについても、必要性や緊急性などを判断し、適正に対処するとともに、国等の動向が不確定なもので編成時点において盛り込めない国や県の対応などについては、その都度検討・反映することとしております。

いずれにいたしましても、必要な施策や事業について検討するとともに、既存事業についても効果等を十分に検証し、新総合戦略の策定に合わせて、その基本目標と各項目の重要業績評価指標であるKPIの達成に向けて、様々な施策へのアプローチを行い、「人口の少ない町、規模の小さな町だからこそ出来るきめ細かい住民サービスの実現」に向けて、必要な予算編成になるよう努めて参ります。

○議長（佐藤豊）

小谷政一君。

○2番（小谷政一）

ありがとうございます。

リサイクル施設や、穴水小学校などの大規模事業名があがっております。両方とも重要な施設でございます。特に小学校につきましては、耐力度調査で構造上危険な状態であるということも判明したと聞いております。また、空調、給排水設備、防水などの施設についてもスポット的に修繕すると伺っておりますので、早急な建て替えが必要だと思っておりますので、新年度予算において調査計画ですか、それについて早急に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは2項目め、今年も11月27日を皮切りに町政懇談会が4地区において開催をされました。各地区より多くの意見が出されております。これらの提言につきましても、どの程度当初予算に盛り込んで行くのか、参加した町民の方々も大いに関心を持っておられると思えます。

主な要望につきましては、農業後継者不足による耕作放棄地問題、生活道路の除雪作業の遅れ、さとの道や船着き場などの県及び町管理施設の整備、閉鎖した食品加工施設の活用などでございました。

農業後継者不足については、9月議会において一般質問で提案をさせていただきましたけれども、高齢化により担い手も中々確保できない現状では、水田を守っていくには耕作を公共工事として発注するしか無いと思っておりますので、また検討をよろしく願いいたします。

生活道路の除雪の遅れにつきましては、主要道路が優先され一般的な生活道路が後回しに

なる事は町民の皆様も理解されていると思います。

これを解消するには、除雪機を増やすしかございませんが、除雪業者におきましても、除雪機の維持管理やオペレーターの高齢化により人材の確保が年々困難になってきていると聞いております。

そういったことから、民家が密集し狭隘な町道に融雪装置を設置する雪寒事業を実施すればいかがでしょうか。狭隘な道路では、町道の雪を堆雪するスペースが無く、幅員の減少により円滑な通行機能が妨げられていると共に、除雪作業も長時間を要しております。

町中心部を通る主要地方道七尾輪島線、通称本町線は数年前に融雪装置が完成し商店街の方々からは、喜びの声も伺っております。

融雪装置の設置により、除雪業者の負担が軽減され、住民の快適性や利便性の向上が図られることと思いますのでぜひ、検討をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

融雪装置の設置についてお答えします。

これまでに当町で設置された融雪装置設置箇所は、過去に車の立ち往生や渋滞があった箇所や排雪が困難な路線について、消雪に係る水源調査を実施した後に設置しているところがあります。

議員ご指摘の民家が密集し、狭隘箇所の融雪装置の設置につきましては、市街地での地下水調査を行い、新設井戸の揚水に伴う周辺地下水位の低下による既設井戸及び新設井戸の揚水障害が生じない箇所の選定等を実施しております。

また、補助事業としての措置を受けるため、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法で、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置が受けられる「雪寒指定路線」として、今年度認定されたところでございます。

議員の危惧される除雪業者及び地域の除雪対応者も高齢化し、減少傾向であることが予想されますので、各町内会への除雪機械購入に係る補助制度についても重要な検討事項として考えており、制度の内容を含めて計画していきたいと考えております。

除雪計画について、優先順位の高い箇所から整備を実施すると共に、これまで以上に除雪体制の強化を図り安全・安心な交通の確保に努めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

小谷政一君。

○2番（小谷政一）

よろしくお願ひいたします。

町内会の除雪作業につきましても、業者が年々減ってきますし、オペレーターの方もなかなかいないということで、集落でできる人がいる場合はできるだけそういったことも重要だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは3点目に入りたいと思います。町の防災アプリ、あなみず info についてでございます。

全国的にDX化の推進に取り組んでおります。

当町でも防災行政無線のデジタル化に合わせ、携帯電話やタブレット向けに、行政情報・防災情報・ごみ収集日などをプッシュ通知で配信する広報・防災情報アプリ、あなみず info を導入しています。

主な機能は、町のホームページ、大雨などの警報情報、各地区のごみ収集日、行政からのお知らせをプッシュ通知する機能。災害時に、今いる場所から最寄りの避難所の確認や、避難所までの経路を案内する避難所ナビ。町に関連した新聞等の地域ニュース。関連リンクでは、県や気象庁の防災情報、北陸電力の停電情報、ゴミカレンダー、ゴミの分別早見表、まちなか100円バスの運行ルートや時刻表などが一つのアプリに収められていることから、災害時や日々の生活に必要な情報が入手でき、引っ越ししてきたばかりの方や、町外にいても穴水町の情報が入手出来る大変便利なアプリです。

このあなみず info の普及率を聞いたところ、8月末のダウンロード者数が1,110人で8月末の住基人口が7,405人であることから、人口で考えれば約15%の普及率で、スマホの所有者を15歳から74歳の約5,000人とすると、実際は約22%かなと思っております。

何を言いたいかと申しますと、もう少し普及率を上げて頂きたいと思っております。

そのためには、まず住民福祉課窓口で転入者に周知することが重要だと思っております。自宅に防災マニュアルやゴミカレンダーがあっても、災害時に外出中だった場合は、不慣れな事から避難所がどこにあるかも分からないと思いますが、現在いる位置から最寄りの避難所までの経路も把握できますし、ゴミの分別方法なども町によって違いますので、生活する上で基本的な情報が入手できるので、転入者にはぜひ進めていただきたいと思っております。

また、町職員や区長町内会長さん、自主防災組織の役員、防災士会の方々はおそらくダウンロードしていると思いますが、中高校生にも周知することで、災害情報や町の行政情報を知ることで、町への愛着が生まれるのではないかとと思っております。

そして、町民が便利なアプリを知って、閲覧回数を増やすためには、情報発信する側も大事でございます。例えば道路情報では、災害や工事による通行止め区間、迂回路の情報、行政が主催する各種イベントや講演会などの情報、子育てや健康、休日当番医などに関するお知らせを充実することが必要だと思っております。町民の防災力、情報力を高める為、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答えをいたします。

広報・防災情報アプリである「あなみず info」は、令和3年3月8日のリリース以来、2年9ヵ月にわたり、行政情報、防災情報、ごみ収集日等、日常生活に必要な情報を住民の皆様に配信しております。

大雨や地震等災害が発生した際には、町公式ホームページ、携帯電話向けメール、ケーブルテレビの文字放送に併せて、あなみず info におきましても、災害情報、避難所開設等をリアルタイムに掲載をいたしております。

また、災害時のみならず、議会開会や検診及び献血の案内、イベント開催等、住民に有益な情報につきましても、あなみず info を情報発信ツールの1つとして活用させていただいております。

あなみず info の普及につきましては、町広報誌、町ホームページ等で掲載をするほか、防災士の資格取得者に対する働きかけ、スマートフォン教室でのアプリのインストール方法の説明等、あらゆる機会を活用してあなみず info の浸透及び定着に取り組んで参りました。

議員のいわれる、あなみず info は生活で必要となる基本的な情報が得られる便利なツールであります。より多くの住民に利用していただけるよう、議員ご提案のとおり新たな周知方法を検討しながら、継続した普及を図って参りたいと考えております。

なお、現在、町ホームページのリニューアル作業を進めております。それに併せて、町の公式アプリにつきましても、より機能を充実させるために現在、全国的に普及しているアプリを候補として、後継となるアプリの調査を進めております。社会のデジタル化に伴い、次々と新しい技術を活用した情報発信ツールが開発されており、国や県の動向も踏まえ、県内市町の事例を参考にしながら、令和6年度以降の切り替えを想定し、検討して参りたいと考えております。

住民の安全・安心はもちろんのこと、日常生活の利便性にも寄与する行政サービスを提供できるよう、また、新たなデジタル技術を活用し、町の情報発信力の強化に務め、住民と行政が情報共有することによる連帯意識の醸成、そして地域活性化を図りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷政一君。

○2番（小谷政一）

ありがとうございます。

私は家のパソコンで町のホームページをいろいろと見とったのですけれども、最近はやはりスマホですぐに閲覧できますので、家のパソコンはほとんど開かないような状態になっております。おそらく町民の方も、今、ほとんどスマホで持っていると思いますので、そのスマホ一つで行政情報、災害情報、いろんなことがすぐ便利に見れるように取り組んでいただきたいと思いますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

◇

8番 小泉 一明 議員

○議長（佐藤豊）

8番、小泉一明君。

（8番 小泉 一明 登壇）

○8番（小泉一明）

8番、小泉一明です。

質問は一問一答にて行います。答弁により多少の内容あるいは発言の変更があるかもしれませんが、それはご容赦ください。

暮れということで、政治の不信感とかいろいろ問題になっていきますけれども、ただ一つだけ明るいのは大リーグの大谷選手、ドジャースに移ると、金額もさることながら彼の姿勢が非常に素晴らしい。ただ一つ、本当に明るい話題の一つではないかと思っております。

それでは質問に入ります。

まず、マイナンバーカードのことについてであります。

マイナンバーカードの保有率については、全国で23年度8月末では、71.7%です。当町でははっきりした数字はわからないとのことでしたが、60数%程度の保有率ではないかと思っております。

私も、マイナポイントに背中を押された町民として比較的早い時期に登録したように思います。私が親しくさせてもらっているメディア関係の情報では、デジタル庁の考えとして社会における国や地方自治体のIT化やデジタル化を俊敏に推進するという役目を担っていると言っていました。

スタート時は、公金受取口座登録のひも付けや、マイナ保険証に別人の登録ミスなど、不安のスタートでしたが、今後の行政のDXを考えると必要不可欠なものとなるでしょう。

それでは質問の最初、私はこれまで2回当町の総合病院窓口で保険証確認した折、マイナンバーカードも見せて「これはどうしますか」と聞いたら、「機械に通して下さい」と言う

ので、それに従い何かメリットはありますかと尋ねたら、料金が少し安くなるように聞いたのですが、それは本当でしょうか、お答え下さい。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

はじめに、マイナンバーカード保有率について、11月末の数字についてご報告をさせていただきます。11月末時点で、国72.8%、県76.2%、町におきましては76.2%でありますことを先にご報告をさせていただきます。

次に、ご質問の診察料につきましては、マイナンバーカードを保険証として利用した場合、従来の保険証で受診した場合と比較して、わずかではありますが安くなるように設定されております。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

現在、当町の総合病院では保険証提示が当たり前で、マイナンバーカードが保険証代わりになっていませんが、いつ頃からマイナンバーカードが保険証の代わりに使えるのか教えてください。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

マイナンバーカードが現在の保険証の代わりとして使えるのは、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等のオンライン資格確認等システムが設置されている医療機関となります。

デジタル庁では、令和5年9月からは全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるよう整備を進めているところであり、公立穴水総合病院におきましても、利用できるようになっております。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

マイナンバーカードを取得しようと思っても、ためらう原因の一つとして、スタート時のミスや個人情報の取り扱いに不安を感じている人たちも沢山いると思います。

取得をためらっている人たちには過去の問題点の説明や、個人の情報が全て抜き取られるのではないかという心配もあります。これからのメリットについて、丁寧に説明しなければならないと感じていますがどう思いますか。お答えください。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

マイナンバーカード保有のメリットについては、カード1枚で本人確認を行う事ができ、身分証明書として使用することができることです。

さらに、保育所や介護保険などの手続きができる「ぴったりサービス」や「e-Tax」などのオンラインサービスの本人確認や、コンビニでの住民票などの証明書取得にも使用することもできます。

今後、国ではデジタル社会の実現に向けた重点計画として、行政サービス等の拡充を図るため、令和6年度末までには運転免許証との一体化を目指しており、一体化することで、住所変更時に市町村へ住所変更届を提出すると警察署への届出が不要となり手続きが簡略化されるようになります。

今後、様々な分野でも利用が可能となっていく計画でありますので、保有メリットに関する情報等については普及に努めて参りたいと思います。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

来年度、2024年度には現在の保険証が廃止になるとすれば、カード取得を不安に思う、理解できないという方々への対応、あるいは過去に政府が非課税制度の不正防止策として「グリーンカード」や、「住民基本台帳ネットワーク」など先ほど申し上げたように個人情報の管理、漏洩など不安を煽ったりして失敗となった経緯があります。

今後は1,700を超える自治体が個別に管理していたシステムを、2025年度末までに統一するという事になっていると聞いておりますが、現実には可能でしょうか。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

マイナンバーカードの非保有者への対応につきましては、来年秋の保険証廃止以降に、マイナンバーカードを保有していない方につきまして、現在お使いの保険証の記載内容と同等の内容が記載された「資格確認書」を申請によらず交付することとなっております。

このことより、マイナ保険証または資格確認書の提示により、医療保険加入の全ての方は、医療保険を引き続き受けることができるようになっております。

次に、住基ネットシステム統一の実現性について、お答えいたします。

自治体情報システムの標準化につきましては、国が令和2年12月に策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の中に盛り込まれており、自治体が使用する情報システムに対して一定の基準や規格を設け、統一的な取り扱いを促進するため、令和7年度末までに住民記録などの20業務を標準準拠システムへ移行することとなっております。

この標準化により、自治体業務の効率化、システム開発及び運用コストの削減、データ連携及び一元管理、住民の利便性向上など様々な効果が期待されており、当町におきましても、令和7年度末の本格稼働を目指して、本年度より準備作業を開始しているところでございます。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

マイナンバーカードには税金、年金の情報は入っておりませんが、例えばカードを紛失した場合には、リスクがあると聞いておりますが、どのようなリスクが生じるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

カードを紛失したとしても、カードには顔写真がついているため、第三者になりすましを企てることが難しく、券面には複雑な彩紋パターンが施されており偽造することも困難と言

われております。

また、搭載されている I Cチップには券面に記載されている氏名や住所等、必要最小限の情報のみが記載されているため、税や年金情報などは入っていませんのでプライバシー性の高い情報が漏れることは考えづらいと考えられます。

また、I Cチップの読み取りにはパスワードが必要で、一定回数間違えるとロックがかかるしくみとなっております。

ただし、氏名や住所等、券面情報によるストーキング被害や顔が似ている場合のなりすまし、暗証番号が推測できた場合の個人情報の悪用などリスクも考えられますので、大切に保管していただくようお願いいたします。

万が一、カードを紛失した場合は、早急に警察署へ届出いただき、マイナンバーカードコールセンターにさらに連絡し、一時停止措置の手続きを行う事も併せてお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

笹谷課長いろいろとありがとうございました。いい勉強になりました。

次に、昨年12月議会で採択された町小学校の統合に関する件で質問いたします。

昨年12月定例会において、小学校の統合問題で請願が可決されたということは、執行部に非常に重い宿題を突きつけたということです。

今年6月定例会において、町長は小学校の統合について発言し、要約すれば「議会・地域・児童の保護者の皆様と数度にわたり説明会を開催させていただきました。統合を白紙にする旨の請願が採択されたことについては庁内で議論を重ねながら、今後の方針について検討して参りました。また議員とも意見交換をした。小学校統合については、議会と町民の皆様方と共有すべく議論を重ね、今後の方針や考え方について適切な時期に改めて町民の皆様方に説明する」とのことでした。

町長は、よく町民の皆様さんと協同とか協調などよく趣旨説明などでうたっているが、本当にそんな気持ちをお持ちなのかと疑いたくなります。

都市構造再編集中事業の61億円余りの補助金事業に関しては、私が全員協議会で指摘してから後日の全員協議会において後出しジャンケンで出してきた、説明不足の不信感が募るばかりです。

統合問題について町長は、説明は尽くされたと思っておりますか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

小学校の統合につきましては、本年6月定例会において、目指すべく穴水町の教育施設像を議会と町民皆様方と共有すべく、引き続き議論を重ねて参りたいと考えており、その議論の中で町の方針や今後の考え方について、改めて、町民の皆様方にご説明するとともに、適切な時期にその判断をしていくことを説明させて頂きました。

この議論につきましては、小学校児童保護者や保育園児童保護者、教職員、そのほか町民の皆様方と「学校の在り方」の共通認識が必要であると考えており、今後も意見交換を行っていく予定としております。

大変重要なことであると認識をしているところでもあり、今後とも議会と町民の皆様方に説明を尽くすため、継続的に議論を重ねて参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

この件では、私は個人的に入り口から間違っていると思っております。

結論だけを先行させ、詳細は後回し、極端な言い方をすれば、いきなり知識もないのに車の運転をせよ、と言っているような受け取り方をしております。

私は、この問題について町外の教育者として大変尊敬している方にも会って、意見をお伺いしました。「統合については、本当に誠意を持って話をしなければならない。でないと、過去において、なぜダメになったかということも検証すべきだ」とお話しいただきました。

そういうことからすると、私はもう少し胸襟を開いて、やはり最初のスタート時に立って私は説明をすべきだと思っております。

この問題については、これ以上繰り返しても同じような答弁になると思いますので、時間の関係もありますので、余分なことは差し控えますけれども、十分に検討していただきたいと思っております。

次に、まちなか100円バスについてお聞きします。

今年、改選後の全員協議会でまちなか100円バスの説明を受けました。

9月議会で大中議員がコースなどの見直しについて、一般質問をされましたが、確認したところ、現状はそのままとなっております。

町長の6月議会の提案理由の説明の中で、人口の少ない町、規模の小さい町だからこそできるきめ細かい住民サービスを町民に提供したいと話しておりました。

運行ルートは市街地の利便性を考えてのことだと思っておりますが、今後の考え方としてコースや運行時間の見直しなどが必要だと思っております。市街地から離れた住民からは、もう少しルー

トの見直しや地域の声を聞いて、ルートを検討をしていただきたいとの声もよくお聞きします。そういう視点に立って、まちなか100円バスの在り方を検討していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤豊）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

それでは、お答えいたします。

まちなか100円バスは、高齢者の通院や買い物、児童・生徒の通学、今後さらに増加するであろう運転免許証返納者等、交通弱者の方々の足を確保するため、穴水駅や穴水総合病院、此木商業集積地など、中心市街地を巡回する路線を1日7便運行しております。

令和4年9月からの実証運行を経て、本年6月から本格運行を開始しており、その際には、乗降データや利用者からの意見を反映させ、運行日や運行車両、運行時刻の変更に加え、バス停の新設、移設を計6ヶ所において実施しました。

本格運行移行後も詳細な乗降データの集積を行っております。利用状況の分析や利用者の皆さんのニーズ等を的確にとらえた上での今後のルート変更、それに伴うバス停の移設や新設、鉄道や生活路線バスとの接続等、利便性や満足度の向上に繋がる見直し、変更を、今後、時期を見極めながら、少なくとも本格運行後1年の経過をみて、来年6月頃目処に乗降データや乗客の意見等を集約しながら判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

中瀬課長、今の答弁の中で、年明けて6月以降見直すという考え方を発言されておりましたけれども、当然穴水は面積も広いし、曾福から古君ですか、一番奥まであるわけなので、それをやっぱり一日一便なり、あるいは時間の調整とかいろんな組み合わせによってですね、当然無駄は省かなあかんですけども、そういう考え方をしっかり考えて、少しでも交通弱者といたしますか、足の少ない方の助けになるようなことをきっちり考えていただきたいと思えます。答弁はいりません。

次に、課内のパワハラについて質問します。

今の時代は以前と違い多様な人材がいて、各課で職員に対する扱いもデリケートになっています。行政は縦割りだから、以前は良い意味での叱咤激励の言葉もきつく捉えられたりします。

庁舎内にてパワハラがあったことは把握しておりますが、町長は知っているのか。良い意味での激励ではなく、完全に職員に対しての威圧、言葉での制圧などです。

複数の方から、私も相談や家族関係の人からも話も聞きました。これは事実であります。まず、町長の耳に届いているのかお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

私が就任して以来、庁舎内でのパワーハラスメント事案について、報告はされておられません。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

今の町長の答弁は、町長就任以来そのようなことない、という答弁でしたが、私はあるという風に聞いております。

今さらこれがある、ないを答弁しても仕方がないのですが、ただ町長、今は本当に何というか難しい時代というか。例えば、金沢の大和デパート、私も毎年お中元、お歳暮で、いくつかのお願いをしてお世話になっている紳士服売り場の方々、職員3人いますけど、分けていますが、来年からデパートなどのそれはパワハラに当たるのではないかとということで、だんだん緩和されてくるらしいんですよ。そういうことも含めて、職員でも私みたいに傷つきやすい人間もいるので、その辺はよくよく注意して業務にあたって欲しいと思います。

あくまで私の私見ですが、今の庁舎内の職員を見ていると、堂々と意見を述べられる職員は何人いるのだろうかと思います。いざとなれば、変な忖度をしてしまうのではないかと思っております。

今年の住吉地区の町政懇談会、ある区長から通信の音声についてのお願いがあって、そのことについてどうなるのかなと思っていたら、それに対して今月19日、その課長とそれから業者、区長と3人で話し合いを持っていただけるそうです。

私は、問題があれば職員やその課や時間をいただいて別の場所で話をします。

最近も町民の方から窓口対応が非常に悪いとお叱りを受けました。

町民の方が相談に行ったら、職員が上から目線での応対、町民の方が結構です、と聞き直ったら慌てて普通の応対など呆れかえると発言されておりました。

その課の課長とは話をして、今後は窓口業務をしっかりとチェックしますと言っております。

たので、期待しております。今後のことにそういうことがないように、しっかりと対応していただきたいと思います。

最後の質問は、町長就任時の町のデジタル化に向けての考え方の一つとして公約を挙げていました。その方向性は間違っていないと思いますが、6月議会でいただいた資料の中で13ページ、デジタル化に向けた方針の中で、行政事務、行政サービス、地域のDXへの展開と記載されておりました。

その手応えについては、どうでしたかお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

本町におけるデジタル化につきましては、ようやく走り始めたところであり、自己評価するには時期尚早であると考えております。

デジタル化を軌道に乗せるのは、これからであり、穴水町DX推進計画と併せて、穴水町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の新たな横断的目標の1つとして掲げることにより、デジタル化の推進を一層加速させ、住民の誰もがデジタルの恩恵を享受し、豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けて、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

町長、答弁はいりませんが、やっぱり職員自身もDXの意義というか、そういうことをやっぱり理解していない人もいらっしゃると思いますので、その教育も含めてしっかり推進していただきたいと思います。

以上、これで質問を終わります。

○議長（佐藤豊）

ここで、10分間休憩とします。

(午後2時44分)

(休憩)

(午後 2 時 5 3 分再開)

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 山本 祐孝 議員

○議長（佐藤豊）

5 番、山本祐孝君。

○5 番（山本祐孝）

5 番、山本です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問を致します。事前に質問を通告致しておりますが、答弁の内容により、関連する事の再質問をする事、また答弁者以外の執行部関係者に答弁を求める場合もある事を、事前に通告致します。

又、事前に通告書を提示いたしておりますが、質問内容の趣旨に変更は御座いませんが、一部、表現及び文書の変更、追加のある事を合わせて、通告致します。

それでは、通告に従いまして、順に質問いたします。

質問の初めに、令和 6 年度当初予算編成の考え方と主な重点施策の事項などをお聞きいたします。

この件に関しては先ほど小谷議員からも質問がありましたけれども、再度よろしくお願いたします。また、12月1日の議会全員協議会において、穴水小学校の耐力度調査の結果報告を受け、国が定める基準を下回っている。構造上危険な状態にある建物とされ、建て替えが補助対象であり、今後建て替えの準備に入っていくと報告がありました。

この件に関しては、速やかに対応する必要があると思いますが、特に昨年からの統合問題も含め関連する案件だと思いますので、新年度予算編成にあたり今後の方針をお聞かせ願います。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

令和 6 年度当初予算編成の考え方については、先の小谷議員の質問に対して答弁したとお

りであり、今後、先行きが不透明な経済情勢が続く中、限られた財源で厳しい財政状況が続いていくことが予想されますが、新総合戦略に基づき、全庁一丸となって、必要な施策や事業を検討し、選択と集中による予算の重点化を図りながら、適正な予算編成に努めて参ります。

そして、穴水小学校の建て替えなどについてですが、先般、穴水小学校の校舎について、老朽化を調査する耐力度調査の結果が示されました。

その結果、教室棟と職員室のある管理棟について、国が定める基準を下回り、構造上、危険な状態にあると判定され、児童の安全を最優先として建て替えなどの対策が必要であると判断しており、できるだけ早い時期に関連予算の計上を含めて、その準備に取りかかりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

吉村町長、先ほどの答弁の中で、学校統合案と老朽化による学校施設の整備計画を、当時進行の形で今事は進んでおりますけれども、本当は説明会を同時に昨年からしておけば良かったかなと、思っておりますけれども、今、特に耐力度調査の結果が出たことに関して、余計に私は、本当は、学校統合と老朽化の学校施設と同時進行に進めてきた方が町民各位に理解があったような気がいたしております。

次に、借上復興公営住宅やすらぎマンションについてお尋ねをいたします。

借上公営住宅の契約期間15年の満了による明け渡しがあると聞いております。

現在の入居者数の状況及び契約期間満了日、また入居者の希望、借上住宅の所有者の意向はどのように把握しているのかお聞きいたします。

また、神戸市の借上げ公営住宅の契約期間満了の明け渡し裁判において、神戸地裁の判決及び大阪高等裁判所の判決は、平成30年10月12日にあり、上告棄却され、確定していることがマスコミで発表されております。

現在入居の町民の皆さんは、立地条件が良く、住環境も大変良い住みよい住宅と思いますが、皆さん入居される時は、入居の条件をすべて了解しているはずであります。

町の公営住宅は、町に多くあります。借上住宅に関して契約とおりに解約するのか、または、契約を延長するのか、町の考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

まず最初に、やすらぎマンションの現在の入居者数と契約期間満了日についてですが、当該施設は全体で18世帯が入居出来る施設となっております。11月末現在の入居世帯は、16世帯が入居されており、2部屋が空室となっております。契約期間満了日は、令和6年4月30日となっております。

次に、入居者・所有者の意向についてですが、入居者の意向に関しましては、今年7月に直接訪問による聞き取り調査を実施しております。所有者の意向に関しましては、現在協議を進めているところであります。

今後は、期間延長に向けて所有者の方と協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

課長にお尋ねいたします。

課長は今、再契約を含めて発言されましたけれども、これは当初は15年で契約された。その時の石川町長の時代だと思いたしますが、先ほど申しました、神戸市の場合が、20年になっておりますけれども、その時、なぜ20年にしなかったのか。何か特別な理由があったのか、それをお聞きしたいということと、穴水の町民の方で、やはり大変「ここがいいから、ぜひここに居させてくれ」という意見とか、それから契約期限だからそれなりに厳しく対応するというご意見がありますので、併せてお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

まず最初に15年間の契約期間でありますけれども、当初の担当者などに聞き取りをいたしましたけれども、しっかりと記憶に留めておりませんでした。ここでは不明ということでお答えさせていただきたいと思えます。

今後の延長についてですけれども、国の家賃補助が20年間ということで、あと5年間の延長が家賃補助の契約として残されていますので、あと5年間は延長に向けて協議していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

それでは次の質問に入ります。

穴水中学校の部活動における部活動指導者及び外部指導者採用の効果について、お聞きいたします。

中学校の運動部は、公式な競技団体は石川県中学校体育連盟の加盟競技団体に構成している事と思います。それ以外の大会及び練習試合は、各種民間団体が主催している事と思います。当然、中体連の大会が中心であると思います。

そこで公式大会に校長の許可を受けた部活動指導員と外部コーチが存在すると思いますが、現在の活動状況をお聞きいたします。

また、指導員のなかでも競技経験の無い方、資格の無い方、全く、中、高、大学等の部活動経験がなく、指導員の経験のある方等が存在する事と思います。この制度採用によって、教職員の働き方改革が変わり、学校内での教職員に余裕がでていると推察されますが、如何でしょうか。

指導者によっては、生徒及び保護者とのトラブル等が懸念されますが、大間教育長の過去の経験と現状認識及び効果をお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

大間教育長。

○教育長（大間順子）

穴水中学校における部活動については、現在、6競技9つの運動部と、2つの文化部があります。それぞれ顧問の教員が指導を行っています。

令和4年12月にスポーツ庁と文化庁が発表した、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにより、生徒の競技力向上と教員の働き方改革の観点から、休日の部活動の地域移行が求められており、本町においては本年度よりソフトテニス部男女、剣道部、ブラスバンド部に各1名で計4名の部活動地域指導者を配置しております。

また、石川県部活動指導員配置事業として、平日の部活動指導には、これまでの女子バスケットボール部に1名の部活動指導員を配置しておりましたが、本年度から事業拡充により、新たに剣道部及び卓球部各1名追加し、計3名の部活動指導員を配置したところです。

いずれの指導者も、その競技経験のある民間の方であり、経験の浅い生徒に対しても適切な指導を行っていただいております。競技力向上に繋がっているものと判断しております。

学校では、教員が必ずしも専門としている競技の顧問となるわけではなく、なかには経験のない競技等の顧問を務める場合もあり、外部の指導者の存在は、指導する教員のストレス

軽減に繋がるほか、休日に行われることの多い公式大会への引率も行っていただいております、教員の休日出勤の負担軽減が図られていると認識しております。

実際に、教員の時間外勤務については、令和4年度では1ヶ月80時間を超えていたものが、令和5年度ではほとんどの教員が1ヶ月70時間を下回っております。

私は、中学校保健体育の教員としては、県内6校で26年間勤務させていただき、卓球、陸上競技、バスケットボール、ソフトテニス、剣道の5種目の顧問を経験いたしました。

各地域の指導者の方々、先輩の先生方には、多くのことを教えていただき、多数の中学生と対峙して参りました。

その中で、競技力向上、人間力向上を目指し、生徒と教師、生徒同志、人間関係を築き上げて参りました。

部活動の地域移行については、今年度スタートしたばかりの事業でありますので、今後改善すべき課題もありますが、学校現場と教育委員会とで連携を密にし、指導者のご意見を伺いながら、穴水の子どもたちにとって、より良い環境作りに務めて参りたいと思っております。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

ぜひ、大間教育長、臨機応変で対応をよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

町内山間部において、計画中の風力発電事業についてお尋ねをいたします。

このことに関して、議員協議会において町民団体等と再三、意見交換会を開催してきました。

現在、事業者の合同会社かざぐるまより環境アセスメント制度による方法書の段階は終了し、次の準備書の段階に入っていますが、いまだ先が見えておりません。決定しておりません。

方法書の段階で、穴水町の意見書及び石川県知事の意見書はいずれもホームページによって出ており、私もその意見書については確認済みであります。

ただ、町民団体等の指摘事項で、仮に事業が認可された場合も、工事において小又川及び山玉川の水源が枯渇し、町の上水道が大変なことになると指摘されております。自然災害には、想定外ということも考えられますが、工事における河川水源の枯渇について、そのようなことがあり得るのか、町の考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答え致します。

上水道については、議員の申しますとおり、町民が生活していくためにはもちろん、社会の維持発展を支えていくために必要不可欠なものであり、特に災害時においては、生存に係る非常に重要なものと考えております。

穴水町の浄水場は、風力発電の対象事業区域の山稜からの溪流を経て、河川に流れる原水を使用していることから、町にとって非常に重要な水源地であり、造成工事等における水の濁りや工事終了後における水質・水量等の変化による影響が生じないように、調査や予測を適切に行うことを環境影響評価法に基づき、石川県を通じ事業者に対し意見させていただいております。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

大変立派なご答弁をいただいんですけれども、私が先ほど申し上げましたようなことは、例えば、小又川を事業で開発した場合、小又川の水源はそこにあり、上水道のもとですから、それを心配してお聞きしたのですけれども、本来であれば上下水道課にお聞きしたほうが良かったかと思いますが、答弁はいりませんが、はっきり答弁していただき良かったなと思います。

それから、課長、ついでにあなたの所管ではないかもわかりませんが、仮に事業計画において、森林法における林地開発がありますが、環境アセスメントに入っていると思いますが、それにもいろいろ4つの条件が入っておりますけれども、そういうことは課長は所管外かもしれませんが、林地開発の件に関してお答えいただけますでしょうか。都合が悪ければ別に答弁はいいですよ。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

議員のおっしゃる林地開発につきましては、森林法で1ha以上の開発につきましては、県の許可が必要となっております。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

ありがとうございました。

それでは最後の質問になります。

町の就業時間外に訪問した町民の相談事についての対応をお聞きいたします。

町民の方で、通常、仕事をされていて、仕事の都合でどうしても町就業業務時間内に役場内に訪問ができず、就業時間外になることもあると聞いております。

庁舎内に職員がおられた場合、要件によりますが、最低限、相手の名前、連絡先とか要件を聞き、後日連絡することも住民サービスの一環と考えますが、町の対応をお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答え致します。

閉庁時間帯の対応についてでございます。

現在、夜間につきましては、男性職員1名が宿直、休祝日の日中につきましては、女性職員2名が日直勤務として、緊急時の対応や婚姻・出生・死亡届などの受付を行っております。宿日直業務にあたっての職員につきましては、閉庁時間帯でもできる範囲で、来庁者への対応をさせていただいているところでございます。

また、証明書の発行につきましては、毎週木曜日に窓口を延長し6時30分まで対応するなど、町民の利便性を図っているところでございます。

さきほど、議員ご指摘の事項につきましては、そのように対応するのが当然であります。住民サービスの向上と住民ファーストの観念からも、今後とも常に丁寧に対応するようにして参りたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

ちょっとお尋ねしますが、例えば、役場の就業時間は、朝8時15分から夕方は午後5時15分ですね。

仮に、役場に時間外の手当もあると思いますが、これは1時間単位。例えば、午後5時15分から6時15分まで、1時間手当というふうになりますか。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答えいたします。

勤務時間につきましては、現在8時半から午後5時15分となっております。

ただし、休憩時間等もございますけれども、基本的には、5時15分から15分間は休憩となっております。それ以降の勤務につきましては、時間外となっております。

ただ、通常業務で時間外をする場合は、当然、担当課長に申請し、且つ、担当課長の許可のもとに時間外をすることとなっております。それに対しては時間外が発生するというご理解いただければと思っております。

○議長（佐藤豊）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

以上で、5番、山本の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

◇

4番 湯口 かをる 議員

○議長（佐藤豊）

4番、湯口かをる君。

○4番（湯口かをる）

4番、湯口かをるでございます。

通告に基づき一問一答で質問をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず最初に、5歳児検診の実施についてお尋ねを致します。

この度、政府は就学前の発達を確認するために、5歳児を対象に乳幼児公費健診を検討する旨のことがありました。

現在、母子健康法では身体測定や問診によって発育をチェックする1歳半と3歳児に公費検診が義務付けられていて、さらに3～6か月児、9～11か月児の検診にも国の財政措置による検診を受診することができるようであります。

今後は、5歳児検診で就学前の状況を確認する中で、発達障害などの早期対応に繋げるた

めに自治体へ財政支援を実施するとのことではありますが、現状における当町の取組をお尋ねします。

また、平成17年に施行された発達障害支援法の中では、地方公共団体の責務として発達障害の早期発見と早期支援が求められています。

3歳児検診ではわかりにくいコミュニケーションの困難さや強いこだわりなどは、幼稚園児の集団生活を通して明らかになってくるのは5歳頃からで、就学前の5歳児検診で発達、情緒、社会性に問題などの症状を発見できれば、早期に専門機関に繋いで、子どもに合った的確な対応をすることが可能になります。

育児に不安を抱えた保護者へのサポートともなって親と子どもの負担を軽くすることができるのではないのでしょうか。早期の的確な対応により、学童期の不登校への予防、そしていじめなどの対策にも繋がることを願って、平成29年の6月議会で私は就学前の5歳児検診の必要性を一般質問しております。

今後の子育て支援の重要課題ともなる就学1年前の意義のある5歳児検診について、当町のお考えをお尋ねします。

○議長（佐藤豊）

谷口子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷口天洋）

5歳児健診の実施について、お答えいたします。

現在、町の保健センターで行っている乳幼児健診事業は、4ヶ月児、7ヶ月児、1歳6ヶ月児、2歳児、及び3歳児を対象としております。

5歳児健診の趣旨・目的につきましては、議員ご承知のとおり、就学時前の状況を確認し、発達障害などへの早期対応に繋げていき、親子の負担軽減を図るものであります。

国では、公費で負担する乳幼児検診について、5歳児も対象にする方向です。当町では、平成26年度より、教育委員会及び当課で共同開催している「就学のつどい」において、保育所から小学校へスムーズに橋渡ししていく、切れ目のない支援を行っております。

今後は、国から事業の詳細が示され次第、近隣市町の状況について情報収集した上で、健診の実施方法・実施体制の検討、関係機関への依頼、予算の要求などの準備が必要と認識しているところです。

○議長（佐藤豊）

湯口かをる君。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。

幼児期の保育教育は、人作りの基礎となる大切な時期であります。親子に様々な支援の手を差し伸べて、その子育ての支援をすることが必要かと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、いじめ不登校の現状についてお尋ねをいたします。

先の質問事項にも関連するものと思っておりますが、当町ではいじめや不登校などの問題はございませんか。

子ども家庭庁は、いじめの被害者支援制度の拡大を加速化させる旨を講じております。文部科学省の22年度の調査では、近年いじめや不登校が増加傾向にある中で、小中高でのいじめの認知件数は68万1,948件の最多を更新し、学校や教育委員会がいじめ問題への不十分な対応や報告を怠ったことにより、被害者側の信用を失うケースが相次いでいるとのことであります。

不登校の小学生10万5,112人、中学生は19万3,936人で、学年が上がるにつれて増加傾向となる中において、不登校の小中学生の38.2%に当たる11万4,212人が学校内外で専門家からの相談や支援を受けていないことなどを踏まえて、文部科学省は休養や自分を見つめ直す積極的な意味を持つことがあると、不登校の正の面を認めるからこそ支援がない状況に危機感を抱き、学びからも人間関係からも阻害されれば子どもの未来の可能性が失われかねないと言っています。

不登校の子どもたちの状況は様々で、別室なら登校できる子や家から全く出られない子もいる中で、文部科学省の担当者は、状況に合わせた選択肢を用意する必要があると、来年度の予算要求にオンライン授業の環境整備や学習指導要領に縛られないカリキュラムが組める、学びの多様化学校の設置の促進などが先般報道されています。

不登校急増の原因は明確ではない中、学校が判断した不登校の理由は、本人の無気力・不安が51.8%と過半数を占める中で、実際は現場が不登校の原因を把握できないケースも多いと言われており、近畿地方のベテラン教諭は、「子ども側の要因だけでなく、学校が通いやすい場所になっているか、また教員の多忙化も不登校の増加に関係がありそうで、子どもの困難の背景にある事情を聞き出して対処する時間が持たなくなっている」と、語っておられます。

当町はいじめや不登校の状況、保護者や学校に対する教育委員会側の取り組み、情報発信や対応などについて、大間教育長にお尋ねをいたします。

○議長（佐藤豊）

大間教育長。

○教育長（大間順子）

教育委員会では、町立学校はいじめや不登校について、児童生徒にいじめアンケートを実施するなど調査をし、毎月、県教育委員会へ報告を行っていますが、長期にわたり解決ので

きないようないじめはございません。

不登校については、現在、全く登校できない児童生徒がいますが、本人の家庭での様子は、教育委員会及び学校が、ご家庭と連絡をとり原因把握をしておりますので、全く様子がわからない児童生徒は一人もおりません。

令和4年3月に改訂した「穴水町教育振興基本計画」では、基本的方向1、主体的・対話的で深い学びの教育の推進として、学校安全・教育環境の整備の具体的な施策の中で、「差別、いじめの根絶に向けた指導の徹底」を掲げており、町立学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、指導体制や取り組みについてホームページで公開しています。

本町において、教育委員会と庁内関係課はもちろんですが、県教育支援センターやすらぎ教室との連携、スクールカウンセラーの活用、管理職・担任・生徒指導主事・養護教諭等の複数の教員が関わり、いじめの早期発見と、児童生徒の居場所づくりに努めております。

今後も、いじめ不登校に関しては、学校と教育委員会、及び関係機関と連携して取り組んで参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口かをる君。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございました。

いじめや不登校の問題は、今後も懸念される事案であります。しっかりと対応をよろしくお願い致します。

次に、新しい経済の向上政策についてお伺いいたします。

今年も中学生議会で、生徒の皆さんは町のありのままの現状を見て、聞いて、感じて、そしてみんなで話し合い、率直な意見を町政に発信してくれました。

中学生の純粋な視点は、ともすればマンネリ化しがちな町の政策や、観光振興策の一つである空き家の利活用や経済の活性化などについて容赦のない提言となりました。

できる事業をしているだけでは、町の活性化には繋がりません。役場が民間の事業所でもありません。

数多くある国の補助事業を見出して、国の補助金を町の事業に有効に活用することが各担当課の仕事であり、担当課職員の力量にかかっていくのだと、以前に町外のベテラン議員から伺ったことがあります。

町外からの人脈を生かした斬新な取り組みや、移住してこられた方々の経験や意見は町の方針にも繋がるものと思います。

それらの事案を町内の商工業の母体団体である商工会や各種事業団体に繋いで事業を推進していただきたいものと思います。

町内の事業者や団体が、国の補助金を活用した町の補助事業や支援によって生産性の向上

と活性化を図り、それぞれの事業の向上に繋がるよう町がしっかりとしたアドバイスや支援をすべきではないでしょうか。

国からの補助金の横流しのような支援では、町の事業と経済は上向きとはならず、町の産業の発展にも繋がりません。コロナの声も聞かれなくなった現在、当町の事業は活性化され、町の経済は多少なりとも右肩上がりとなってきているのでしょうか。

経済の向上対策について、今後の具体的な取組と計画をお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

お答えいたします。

中学生議会からの提言についてですが、中学生の視点から町の現状課題や、観光振興策などの将来像について、様々な素晴らしいご提案をいただきました。中でも、「空き家の利活用」などは、とても斬新な発想などもあり貴重なご意見として、今後の施策の一助としたいと思います。

次に、町外からの人脈を生かした取組についてですが、本年度、「移住・定住施策の充実」をテーマに、穴水町未来づくり会議を開催しております。

参加者は本町への移住・定住者で構成し、テーマに対する課題の洗い出しや解決に向けてのグループ討議を行い、「移住したくなるような町づくり」について、提言を頂いたところでもあります。

今回の提言を受け、新たな移住施策の実現に向けて、実施可能なものから順に取り組んで参りたいと考えております。

各種補助事業につきましては、その用途や目的について、町民団体や事業者が申請しやすいよう、職員が必要に応じアドバイスや相談対応に努めております。

また、事業内容によっては、第三者機関である町商工会を経由して、目的や経営計画が適正であるか審査した上で、交付決定を通知しているところでもあります。

いずれに致しましても、現在、改訂作業を進めております町総合戦略での、基本目標に掲げた、具体的施策の中にあります、「創業者・小規模事業者支援事業」や、「チャレンジショップを核とした賑わい創出事業」など、国の補助金も有効活用しながら、事業の目標達成に向け、各種施策を推進し、地域経済の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口かをる君。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます、今後の成果を期待しております。

最後に、風力発電と町の水源地確保についてお尋ねをいたします。

先の山本議員の質問と重複する箇所がございましたら、ご了承を頂きたいと思います。

今、地球温暖化防止の再生エネルギーの一つとして、風力発電が奥能登でも導入されています。

先般、北陸電力など全国の大手電力が、2023年度上半期の4月から9月に再生可能エネルギー事業者に対し一時的な発電停止を求める出力制御を194回実施したとの報道や、また一時的な発電停止を求める出力制御は、前年度に比べ3.1倍に上がり、過去最多を更新して太陽光と風力といった再生エネルギーの拡大と原発の稼働に加え、電気料金の上昇による家庭などの節電があり、出力制御は今後も増える見通しで、脱炭素化に欠かせない再生エネルギーを無駄にしているとの報道や、また、干ばつなどによる土砂災害の防止や植林による温暖化対策の有用性が増す中で、国は人口が少なく森林面積が多い山間部を持つ自治体に森林環境税を増額するとも報道されています。

このように地球温暖化防止の様々な行動がなされる中で、現在世界農業遺産の認定を受けた能登の里山里海の素晴らしい大自然の中に風力発電が建設されています。

風力発電は、自然環境への影響や、騒音などによる私たちの健康への被害、鳥類をはじめ生き物にもいろいろと被害があると危惧される中で、当町での風力発電の整備計画を問題視する建設予定地周辺の住民の皆さんから風力発電計画に関する陳情、又、「穴水町の風力発電を考える会」からは、能登里山風力発電建設を阻止する要望書が議会にも提出されています。

この事業は町が執行する事業ではないので、宮崎副町長が説明、対応をされているのかと思うところですが、当事業の建設予定地とされる別所岳に連なる山合い、そこから流れ出る豊富な水はそれぞれ河内地区から流れる山王川と、丸山下唐川地区から流れ出る水は小又川に合流し、宇留地浄水場と上野浄水場で水道水として浄化处理され、町民皆様への生活給水として各家庭に送られています。

また、両河川の豊富な水は、真夏の炎天下でも枯れることなく圃場整備された下唐川や宇留地地区、そして地域農家の農業用水となっています。

現在、水道事業は穴水町が企業会計として町民との信頼関係の下に執行されているものと認識しています。

事業者側の（仮称）能登里山風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解の中では、「水道用水、農業用水については、水源地などの情報を収集し、事業計画の検討を行います。水源の近くにおいて、風力発電の設置を行った実績はございませんが、情報収集と有識者のご意見をもとに対策を講じ、安全を確保されることが前提となる計画を検討して参ります」と、現在までは水源の近くにおいて風力発電設備の設置を行った実績はないと述べておられます。

また建設が予定される丸山・下唐川地区は、過去に土砂災害による死亡者が出る大きな災

害が発生した地域であり、平成29年には県から土砂災害指定区域として当町で最初に指定された地域でもあります。

かつて当町も、能登半島地震では大きな被害を受けました。この度、珠洲市を中心に大きな被害をもたらした地震は現在も余震が続いていて、この先の状況は分かりません。地震などの災害発生に真っ先に必要とされるのは生活給水であります。水はそのように大切なものであります。風力発電計画がある中で、町民の誰もが水道事業の将来にわたる安全性を願っていくものと思います。吉村町長の見解をお訪ねします。

そして、現在、町内各所において再生エネルギーの太陽光発電が建設されています。作られたものには耐用年数があり、太陽光発電も風力発電も十数年、長くて20年で粗大ゴミとなります。

また、風力発電の羽根30～50トンは強化プラスチックの石油の塊で、ポール100トンは鉄または強化プラスチックを使用、また、風力発電パネルの原料シリコン製造に大量の電気を使う電気の塊で、その元を取り戻すに10年前後かかるようであり、その太陽光パネルの耐用年数が過ぎた時に有害物質を含むため、廃棄が問題になる可能性があり、条例を設けるべきとの声もあります。

施工業者側の全体的な責任により、この自然あふれる素晴らしい穴水の環境を未来の子どもや孫に引き継ぐことが私たちの使命ではないかと思えます。

穴水町の環境保全のための有害物質や廃棄物などに関する条例の設置について、吉村町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

風力発電事業の計画に伴う水の安全性についてであります。先の山本議員の答弁の繰り返しとなりますが、上水道については、町民が生活していくためにはもちろん、社会の維持発展を支えていくために必要不可欠なものであり、特に災害時においては、生存に係る非常に重要なものと考えております。

穴水町の浄水場は、風力発電の対象事業区域の山稜からの溪流を経て、河川に流れる原水を使用していることから、町にとって非常に重要な水源地であり、造成工事等における水の濁りや工事終了後における水質・水量等の変化による影響が生じないように、調査や予測を適切に行うことを環境影響評価法に基づき、石川県を通じ事業者に対し意見をさせていただいております。

また、再生可能エネルギー発電設備の廃棄物等についてであります。国における再生可能エネルギーの導入促進に伴い、全国的に施設の設置が大幅に増加しており、本町において

も、議員の申しますとおり、町内各所に太陽光発電設備の設置がなされております。

このような背景もあり、国の推計では2035年から2037年頃には太陽光パネルの耐用年数や出力低下に起因した廃棄物の排出量がピークを迎えると予測されており、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっております。

廃棄方法につきましては、太陽光パネルは原則「産業廃棄物」扱いとなりますので、設置者が施工業者等を通じて、県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に廃棄・処理を依頼し、選別・破砕等により再資源化、埋め立て処分がされております。

このような状況の中、国では経済産業省と環境省で、太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を今年度より開催しております。

具体的には、使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度の検討や風力発電の廃棄の課題に対し、リサイクル技術等の動向を踏まえた上で、必要な見直しを行っているところであり、今後も国がしっかりと対応していくものと認識しているところであります。

○議長（佐藤豊）

湯口かをる君。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。

町としての条例の制定を希望するだけであります。

そして、また水道事業に関連する再質問をさせて頂きたいと思いますが、当町の水道の配水管が古くなっており既に耐用年数を経過しております。様々な事業を計画する中で、財政の平準化を図り、水道事業も早急に検討すべき課題だと思っておりますが、町の考えをお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

議員ご指摘のとおり、水道事業を維持・経営していくことはこれからの穴水町にとって財政的に非常に大きな負担となっており、危惧するところであります。

長期的な計画をもって、財政状況を鑑み安定した水道事業を維持できるようにこれからも取り組んで参りたいと思っております。

○議長（佐藤豊）

湯口かをる君。

○4番（湯口かをる）

いろいろとありがとうございました。これで、質問を終わります。

◇

1番 宮本 浩司 議員

○議長（佐藤豊）

1番、宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

早いもので町職員を退職してまもなく1年を迎えようとしております。定年を全うせずして突然の退職でご迷惑をおかけいたしました。

思い起こしますと、昨年12月、在籍していた教育委員会におきまして、教育長と事務局の皆さんにどのタイミングで退職を知らせようか、とかなり悩んでいたものでございました。結果、今この場に立たせていただいていることに感謝すると同時に、大変うれしく思いますし、これからも頑張ろうという気持ちを新たにしているところでございます。そんな思いで、可能な限り持論や事例を省いて、1番、宮本一問一答にて質問します。

先輩議員の方々も今しがた質問したのですが、内容が重なるようでしたらご了承願います。まず、本町に計画されている風力発電事業についてであります。

この事業、町が事業主ではない、ということは承知の上であります。執行部も我々議会も住民の生命、財産、暮らしを守ること、更には自然や環境を守ることが最大の使命であるという観点からお聞きします。

まず始めに、執行部が把握している範囲で、町における風力発電事業の概要、そして事業に対する執行部の認識・見解をお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

穴水町の区域内で計画されている風力発電事業であります。現在、「能登里山風力発電

事業」と「七尾志賀風力発電事業」が計画されております。

「能登里山風力発電事業」の事業概要であります。事業会社は「合同会社かざぐるま」であります。現在計画中の発電所出力は最大71,400kWとなっており、設置基数は最大で17基となっております。

次に、「七尾志賀風力発電事業」の事業概要であります。事業会社は「七尾志賀ウインドファーム合同会社」、計画における発電所出力は最大50,400kWとなっており、設置基数の最大は12基程度となっております。

穴水町といたしましては、風力発電などの再生可能エネルギーの導入については、環境との調和や町民との合意形成は不可欠であると考えております。

なお、穴水町におきましては、石川県に対しまして、事業者が今後、事業の計画を検討するにあたり、事業者は各種専門家の意見を踏まえ、現地の適切な調査や予測又は評価となるようにし、併せて、本事業と近似の事業の実績等のデータ収集など基礎資料の収集を十分に行うなど、万全を期すとともに、最新の知見や評価方法を採用するなど、極めて綿密な調査の実施を行い、施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、「影響がある」、「影響を及ぼす可能性がある」場合においては、回避又は最大限に低減する計画として、回避又は影響が十分に低減できない場合には、設置場所の見直し、基数の削減など、環境面から検討するよう、意見を述べさせていただきます。

今後、事業者においては、設置位置や基数など計画が具体化する過程におきまして、説明会などにより情報の周知がなされると考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

ちなみに、風車の直径136m、塔の高さ110m、風車を含めると180m級の高さだそうであります。ちなみに、これもちなみになんですが予定ですが、2025年5月に着工予定としているようであります。

この高さが、穴水小学校の運動場の最も長い対角線の2倍となる巨大な鉄塔です。山頂やその付近に設置する理由、ご存知ですか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

現在、穴水町区域内で計画されている事業においては、ローターの直径が約136mと大

型のものを使用する計画であるとのことであり、これについては、一般的に高度が高くなるほど風が強くなると言われており、大型のローターを使用することにより上空の安定した風を受け発電効率が良くなることから使用するものであらうと推察しております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

風力発電は、6.7m以上の風を必要としていますし、尾根付近は適した風が吹くとのことですが、6.7m以上の風には、上限はないのです。

また、それ以上の強い風や台風ならどうなるかご存知ですか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

風力発電施設の作動であります。経済産業省の「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」において定められており、風車の設置にあたっての強風台風時等の保安基準によって設置されるものと承知しております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

具体的に言いますと、8mから16m程度の範囲の風で発電しまして、25m以上の風になりますと自動停止するようです。

通告にはなかったのですが、もし執行部の方でどなたか風力発電施設を実際にご覧になった方がいらっしゃいますか。いませんか。もしおられたら見解をお聞かせいただけたらいいなと思いました。

昨年まで物価高に関わらず、太陽光発電や風力発電の促進のために大人2人、子ども2人の計4人の、標準一世帯あたり年間約1万円の再エネ賦課金が強制的に徴収されてきました。

再生エネルギーは自然に優しい脱炭素で温暖化防止につながると思っていた方もいるのですが、近年、様々な問題が生じることによって危険だという声もちらほらと聞こえてきております。

この巨大な風車建設事業、穴水の大事な水道、生活用水の水源となる小又川、山王川の水を貯めてくれる尾根付近に予定していますが、とても日本初の世界農業遺産にふさわしいとは思えません。豊かな動植物の多様性、里山のミネラル豊富な水によって育まれる牡蠣等の水産物、SNSでは、豊かな自然や景観、食文化、伝統文化など、能登に魅了された方々が能登応援団のサイトで投稿しております。

さらには、朱鷺やコウノトリなどが犠牲になり、動植物の多様性が損なわれるようなことになれば、世界農業遺産の認定取消、これも考えられるのだろう。

また、朱鷺か育てられた佐渡では、風力発電計画が撤回された現実もございます。

環境アセスメントに従って、町の意見書を知事へ提出していますが、それで町の務めが果たしているとは、とても言えないでしょう。

仮に水源の枯渇、減水、土砂災害、健康被害、甚大な被害が生じた場合、執行部そして議会に責任が問われることも想定できるのですが、お伺いします。

悪影響や被害が生じた場合の責任の所在についてどう考えますか、

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握した上で、計画される事業において、仮に水資源や自然環境への悪影響、健康への被害等が生じた場合は、一義的には事業主体である事業者、又は認可主体となる国であると承知しております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

いまほどの答弁の中に、一義的には事業者とか国とかという発言がございました。じゃあ、二義的は、町とか県になるのでしょうか。答弁は、ありません。

多分、おそらく結局は誰も責任を取らないそうなるんじゃないかな、と予想しているのですが、それを知っているからこそ風力発電事業への反対運動が起きているんだろうと認識しております。

事業者が悪影響の軽減、リスクの回避を努力するといっても責任の所在が明確にされず、事業に対して賛成反対の数字だけで判断するべき事案ではないとしまして、事業を受け入れ反対を表明した首長が少なからずおります。北海道の小樽市長、青森県青森市長、十和田市長、宮城県大崎市長、宮原市長、高知県安芸市長、広島県安芸太田町長らがそうであります。

その意思表示は、とにもなおさず営利目的の民間企業がどんなに悪影響を軽減する努力をしても限界があり、住民の生命、財産、自然を守ることは不可能と判断したものでらうと推測できます。

そこで質問します。これら事業受入れに反対を表明した首長の判断をどう受け止め、また今の段階で事業の受入れに反対する考えはありませんか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

風力発電事業の計画に伴い、全国において反対の意思を表明した自治体が幾つかあることは承知しております。各自治体において、それぞれの事情があることとしますので、当町として事案についてコメントする立場ではないと考えております。

今後も、環境影響評価法に基づいて、引き続き、計画の中において、様々な影響への配慮について町民の皆様の意見をしっかり聞いて、石川県知事に対して申し入れをしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

はい、今この場所で白黒はつきりというわけにもいかないんでしょうが、甚大な災害や被害が発生すれば、因果関係の立証をめぐって何十年も延々と裁判が続く事例が多くございます。

結果、それらの復旧費は税金が投入されるなど、つけは住民に押し付けられ被害者になるだろうと推測するわけですが、原爆、水俣病、福島原発事故のほか、最近では伊豆熱海の土石流事故、これらは国や自治体が判断を誤ると取り返しのつかない典型的な事例とも言えるんじゃないでしょうか。

知事に提出した意見書には、「住民の同意が不可欠とあります」。しかし、町民の多くはまずこの事業そのものを知らないでしょうし、事業のメリット、デメリットもわからないのに、賛成も反対もありえません。問題が発生した場合、どこでどんな被害が出ることをリスクとしているのか、どんな事態を想定してどんな対策を施すのかを示していただかないと同意を得ることなんて絶対ないと思います。

「山地の多い日本には風力発電は向かない」という意見があります。また、不安定な風力、太陽光では常に停電のリスクが伴い、それに備えて火力発電がいつもバックアップの発電、

そして脱炭素にはならないという意見もあります。

繰り返しになりますが、町は小又川、山王川をベースにした水道事業の経営主体でもあります。もちろん、この事業の利害関係者であるところから町の存亡を左右しかねない事業に対しては、執行部も議会も含め将来に禍根を残すような誤った判断は誰も望まないはずで

す。環境基本法第44条に、市町村の裁量で環境の保全に関して学識経験のある者を含めて構成される審議会、その他合議制の機関を置くとあります。

そこで提案なんですけど、この環境に関する審議会の設置についていかがでしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、穴水町におきましては、環境影響評価法の規定に基づき、石川県に対しまして様々な視点からしっかりと意見を申し上げさせていただいております。

この意見につきましては、専門的知見をもつ委員で構成された石川県環境審議会の審議を経て、国に対する県知事意見に反映されているところであり、併せて、国においては、大学教授等の有識者から構成される経済産業省の環境審査顧問会で審議がなされているところでもあります。

今後も、引き続き、環境保全の有識者に対し、環境影響評価法の規定により、しっかりと意見を述べさせていただきたいと考えており、現状において、町で審議会を設置する必要はないものと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

よい返事はもらえないだろうと思っておりましたが、ただその判断、対応が遅くなればなるほど、リスクや波及影響の回避は困難になると想定されますし、公益を守り、住民の安全財産と自然地域を保全するためには、県や住民だけでなく主体的に判断するべきではないかと思えます。

そういえば、副町長は元石川県の環境部の次長でしたよね。どうですか、その立場での発言は。

○議長（佐藤豊）

宮崎副町長。

○副町長（宮崎高裕）

お答えいたします。

風力発電の議論につきましては、今後とも町民の皆様のご意見をしっかり受け止めながら、県に対して環境影響評価法に基づき意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

突然に失礼しました。

それでは、風力発電について最後、この事案については今後もさらに議論が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

これまでも、計画の各段階において意見をしっかりと石川県に対して述べさせていただいたところでありますが、今後も事業が進展していく中において、事業者に対して住民への丁寧な説明がなされるように求めていくとともに、引き続き、事業者や県に対し、適切な環境保全措置が講ぜられるよう求めるなど、しっかりと対応して参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

はい、とてもありがたい答弁でございました。

多くの住民に対して、こんな事業が計画されている、こんな影響がある、こんなリスクをかけている、を知っていただくことも大切だと思いますし、執行部においても企業誘致ではありませんが、住民の懸念を事業者に伝えることで、その不安や心配を払拭していただける行動を望みたいと思います。

それでは、次にいきます。空き家に対してです。

空き家に対する質問ですが、令和元年9月定例会を皮切りに先輩議員の方々が毎年のように質問されています。執行部の皆さんにとっては、また空き家の質問かと耳にたこができる方もいると思いますが、かくいう、私も執行部にいたら、多分そう思うだろうなと思います。

しかしながら、空き家は長期間にわたり放置されることで倒壊し、生命の危険も伴うことから、議員のみならず住民の皆さんの関心も高いと考えるところであります。

顕著な過疎化、少子高齢化の進展に伴って町内における空き家、空き店舗は増加傾向にあるばかりでなく、加えてその建物が十分に管理されず放置されることで老朽化が加速、いわゆる「特定空き家」が増加することで、保安上、衛生上悪影響に拍車をかけています。さらに、近年、空き家の水道管が凍結して破損する、そして漏水を発生させております。

そういった現状の中ですが、今年の6月に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が国会で可決されております。

改正された主な内容、放置すれば特定空き家化する空き家。これを管理不全空き家と言うらしいのですが、この管理不全空き家に対し、市町村が適切な管理方法を指導・勧告、特定空き家等の除却の推進、場合によっては財産管理人として代執行の推進、空き家等活用重点区域の創設をはじめとする空き家の活用拡大などが明文化されています。

今回の法改正の明文化により、私なりに、空き家に対する市町村の権限と責任はこれまで以上に重くなったのではと感じております。世の中、物事を決めるだけですと、私のように質問するだけならとても楽なんです、空き家バンク制度、除却に対する補助制度、それなりに対応しているものの、いつも苦勞するのは実務者である末端の市町職員であることを重々承知の上でお聞きします。

まず、町空き家対策推進協議会なる協議会が設置されているとのことですが、それが空き家対策諮問機関との位置づけなのか、加えて、この協議会が持つ権限ですとか、協議会の開催状況、協議された内容、実績等を教えて下さい。

○議長（佐藤豊）

宮崎副町長。

○副町長（宮崎高裕）

お答えいたします。

穴水町空き家対策協議会につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に則しまして、空き家等に関する対策についての計画を策定、または実施に関する協議を行う協議会として、平成27年2月に設置をしております。

開催実績につきましては、これまで4回開催しとおり、第1回を平成27年2月に開催し、協議会規約と空き家の現状について協議をいただきました。第2回は同年7月に開催し、空き家対策の推進に関する特別措置法と特定空き家等、空き家の利活用について。第3回は平

成28年5月に開催し、協議会規約の改正、空き家等対策計画、特定空き家の判断基準、解体費用の補助などについて協議をいただきました。4回は、令和3年8月、書面で開催し、期間が満了しておりました対策計画の改定を行い、合わせて空き家等の調査を報告させていただきました。

今後も、空き家の適正管理に関する事、利活用に関する事などについて協議を図っていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

次にお伺いするのは、これまでの除却数の推移と、現時点における除却すべき特定空き家等の数についてです。

○議長（佐藤豊）

宮崎副町長。

○副町長（宮崎高裕）

お答えいたします。

令和3年度に、町内における空き家等の実態調査をいたしました。調査時点で922戸の空き家が確認されたところでございます。

922戸の空き家のうち、老朽化が著しい空き家が70戸、危険度が高い空き家が30戸という調査結果となったところでありまして、そのうち立入調査などを実施し特定危険空き家と認定されたものにつきましては、令和3年度に8件、令和4年度に13件を除却しており、今年度においても11月末時点で8件の除却がなされております。

3年度の実態調査を基にしますと、約100戸の空き家が除却すべき数字として想定されますが、外見のみならず立入調査により危険度が高いと判定された空き家もあり、また空き家については、老朽化の進展が著しいことから、除去する必要がある空き家の数については、引き続き調査を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

町空き家対策計画を拝見させていただきました。

それによりますと、危険な空き家に対する措置は協議会で協議、検証、実施するものとす

る。更には、協議する事項として、空き家が特定空き家に該当するか否かの判断、特定空き家に対する措置の方針が定められております。

先ほどの答弁によりますと最後の協議会は、一昨年度ということでしたが、これまで開催しなかった理由はあえて求めません。済んでしまったことなのでいたしかないというのをごさいますし、計画に基づいて作業にあたるべきですし、まさか、今後も協議会を開催しないのではないかと、ということはないですよ。

次に移ります。

今回の法の一部改正による管理不全空き家に対する今後の指導勧告、対話方針についてお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

宮崎副町長。

○副町長（宮崎高裕）

お答えいたします。

先ほども議員ご質問にありましてとおり、今年6月に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、全国において使用目的のない空き家が20年間で1998年の182万戸から2018年には344万戸と、約1.9倍に増え、今後も増加が見込まれていることから、除去等のさらなる促進を図ることに加え、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家等の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があることから、所有者の適切管理の努力義務に合わせまして、国や自治体において施策に協力する努力義務が規定されたところであります。

また、放置すれば特定空き家になる可能性のある空き家を管理不全空き家と定義し、この管理不全空き家に対しても町から指導勧告が行えるようになったところであります。

なお、この法律は通っておりますが、12月中旬からの施行となっているところではございますが、現時点では国のガイドラインがまだ示されておりません。示され次第また協議会を開催し対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

様々な問題や課題の中においても解決に向けた施策の展開が必要なのだと思います。

1つの対策として、特定危険空き家の除去費用を、現在、上限50万円となっているんですけれども、これを100万円にするほど行政の積極的な取組を今後期待しております。

いずれにしても、空き家問題は行政としては放置できるはずもなく、避けて通れない事案

であることは間違いのないところであります。

次も同じく空き家に対する質問なのですが、今度は税についてです。まず、全くの余談ではありますが、この質問については税務課長の答弁をおおいに期待しているのであります。

仮にもしそうなれば、苦労して調べたところによると、税務課長の直近の答弁は、平成31年3月でした。元号も変わってしまい、久々の答弁です。余談が入って申し訳ありませんが、質問に入ります。

今回の空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律にはもう一つ重要なことがあります。それは、管理状態が悪い空き家等に対しては、市町村が固定資産税の優遇措置を解除することを促す内容になっていることでもあります。

世の中、納税や財産の管理責務が生じるのは至極当然ではあるというものの、勉強不足で恐縮なのですが質問します。

まず、空き家になると、税額が増えるとか、更地にすると税金が6倍になるとはよく聞くのですが、かなり税額の変動が激しいと感じています。そこで、住宅や住宅地に対する固定資産税の課税の算定の仕組みについてですができれば、私にも理解できるよう、可能な限り簡潔かつ明瞭をお願いします。

○議長（佐藤豊）

上野税務課長。

○税務課長（上野 実）

空き家の固定資産税についてお答えします。

現状では、単に空き家だからという理由で人が住んでいる家よりも固定資産税を高く賦課していることはありません。家屋や宅地に対する固定資産税はそれぞれ、国が定めた基準に基づいた評価を実施した上で税額を決定しております。

まず、家屋については、新築時に現地確認により使われている材料の質や床面積等を勘案して評価額を算出いたします。その後、増築や改築等がなければ3年後との評価替の際に、新築からの経過年数に従って減額率が20%になるまで徐々に評価額が下がっていく仕組みとなっております。

なお、新築後3年間は新築住宅に対する減額措置が適用され、当該家屋に課税されるべき税額の2分の1が減額されることになっています。

次に、宅地の固定算税については、適正な時価とされる地価公示価格の7割を目安に類似する地区と比較しながら各筆の評価額を決めております。

実際に家が建っている宅地は住宅用地として見なされ、税負担を軽減するため次の特例措置が設けられています。その内容は、200㎡以下の住宅用地を小規模住宅用地として税額を6分の1にすること、および住宅用地が200㎡を超える場合は200㎡までの部分の税額を6分の1としつつ、200㎡を超える部分については軽減率を3分の1とすることの2

点でございます。

更地にすると税金が6倍になるとの捉え方については、家屋を取り壊すと税額が6分の1となっていた住宅用地の特例が解除されますので、その土地本来の税額に戻るということでご理解をお願いします。

固定資産税の問い合わせに対しては、納税事務者様の理解と納得を得られるまで説明を尽くし、期限内納税につきましてご協力をお願いしているところでございます。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

理解できたような、できないような。私も、学習し直します。

それでは最後です。今回の一部改正による、管理状態が悪い空き家等に対する固定資産税の優遇措置を解除することへの見解と優遇措置解除の有無、今後の方針についてお伺いします。

○議長（佐藤豊）

上野税務課長。

○税務課長（上野実）

お答えします。

現状、空き家対策特措法の規定に基づく除却の勧告を行った特定空き家が建っている住宅用地に対しては、固定資産税の特例から除外することになっております。

今回の空き家対策特措法の改正により、地方税法の一部改正が行われております。それによりますと放置すれば特定空き家になる恐れのある空き家、いわゆる管理不全空き家に対しても、市町村が適正な措置の助言指導を行った上で、是正の勧告をすることができることとされ、勧告した管理不全空き家が建っている住宅用地に対しては、特定空き家と同様に固定資産税の特例を外すことになっております。

この件については、具体的対応について国のガイドラインにまだ示されておられませんので、今後は特定空き家対策の担当課である環境安全課と連携を取りながら、法の趣旨に照らして適切な対応を進めて参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本浩司君。

○1番（宮本浩司）

今回の優遇措置解除の有無に関わらず、除却同様に空き家の管理にはもちろん金銭的負担、さらには個人的な感情のほか、ケースによっては所有者の誤った個人情報の認識など様々な要素が絡み合うことから、対応や作業が容易に進捗するとはとても思えません。

また余談でまことに恐縮なのですが、予算決算特別委員会の資料によりますと、上野税務課長の在籍年数32年9カ月でございました。今回の答弁におけるこんな真剣な表情の上野課長を、私はこれまでただの一度も見たことがありませんでした。しかし今日その表情を拝見し、それがなぜか嬉しい私でございます。

何をともあれ、議会答弁デビューおめでとうございます。以上で、1番宮本、終わります。

○議長（佐藤豊）

ここで10分間休憩といたします。

（午後4時30分）

（休 憩）

（午後4時38分再開）

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇
7番 伊藤 繁男 議員

○議長（佐藤豊）

7番、伊藤繁男君。

○7番（伊藤繁男）

7番、伊藤繁男でございます。

今日は貴重な一般質問の機会を賜り、熱く感謝申し上げます。至らぬ点は、厳粛なる議場にご列席の皆様のご賢察とご寛容ほどよろしくお願いいたします。

それでは2項目について、全問一括方式で質問あるいは提言をいたします。端的を旨としますと言葉足らずになりがちです。何卒、聡明なるご理解をお願いいたします。特に執行部におかれましては、ご拝察の上、的確、丁寧にご答弁いただきたいと思っております。

まず1項目めは風力発電計画についてであります。

皆様、議場でお聞きのとおり、本件について同僚議員も質問されました。しかし、それぞ

れに個性があり、考え方や思い、趣旨が違いますのでご答弁願います。

本件について、執行部から令和2年7月16日と、令和5年6月16日、概要資料を持って、2回ご説明いただきました。また、本年8月には住民から陳情書と要望書が提出されました。そのようなことがあった後の、私の俄か勉強であります。

それにも関わらず、住民のいろいろな心配や様々な危惧、懸念をお聞きして愚考を申し上げる次第であります。この問題は、正直難しく大きすぎますが、無理に6つの事案に絞りまして順次申し上げます。後ほど提案した質問事項について、遺漏なくご答弁いただければ、と思います。

まず1点目は、広義の水系についてであります。

計画区域内に「いのち」にかかる簡易水道の水源があり、500mぐらいのところに地滑り防止区域があります。複雑な水のことですが、水流の変化、水質汚染、汚濁や土砂崩れなどが心配されます。それらについての調査実証などの科学的データが重要であります。

事業者が、環境アセスメント上、どのような調査をされたのか確認・精査をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。調査に疑念があるなど、場合によっては本町独自の更なる調査が必要かもしれません。難しすぎるようでしたら、コンサルに委託するのも一策です。とにかく、当該事業に係る広義の水系への影響の問題をいかようにお考えでしょうかお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、健康面についてであります。風車騒音や低周波音、電磁波などに起因する風車症候群と括られている健康被害が大変懸念されます。計画区域から距離にしておよそ丸山・桂谷が数100m、その他の四村・唐川は1km未満に位置しています。場合によってはそれぐらい近いところから風車音が発生するので、当然、風車騒音が心配になります。

9月、中能登町であった北大大学院・田鎖教授の講演で、「環境省は水面妨害を除いて健康への影響が少ないとしながら、騒音の知見の収集に努めます。また、因果関係が認められたら水俣病の事例のように、予防原則で被害を回避する活動をする」と言っていると聞かされ、今のところ認められたらの段階で、確かな政府見解が示されていない現状を知りました。

そこで実態を把握するためにも、同規模の風力発電機、稼働済みの地域で出張あるいは委託で聞き取り調査をする行動を起こされたら如何でしょうか。

また先ほどの教授は、熱心な有志者の招きに応じて来られましたので、訪問あるいは講師招聘などしかるべき方法で教えていただくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は景観についてであります。計画されている風車の高さは最大180mであり、例えば県庁の高さの2倍ぐらいのものを想像してください。とんでもない高いものです。

風車の設置位置にも関わりますが、それらが列を成して立ちますので、周辺既設を含むフォトモンタージュを早い段階で提出されることが重要です。遅くとも準備書の告示までに提示させ、住民が事前に判断できるようにすることが大事であると思っております。このことをいかがお考えでしょうか。

また、穴水地域に関係ある七尾志賀風力発電事業のその後の経過などについてご説明くだ

さい。

4点目は民家からの風車の離隔距離についてであります。ここで再認識のためにも大変重要なことを申し上げます。それはローターの直径が最大136mのものが計画されているということです。今までの事例では羽根が60mのものから倍以上の膨大なものです。

まず、この違いをしっかりと認識することが大事であります。大きくなる分、当然、建てる土台や作業用地、搬入道路など、大変な面積を要することになります。地元有志の試算では、約20万㎡の山林が伐採されることになり、東京ドームの4個分ぐらいに相当するトンでもない広さです。

広大な面積の伐採のために山林、山の保水能力が低下しますと、当然結果的に小又川、山王川の水量が減少する恐れがあり、そのことが心配されます。このことが、1点目で申し上げた水系と大きく関係しますので併せてご賢察ください。また、土台工事による膨大な残土の発生も考えてください。

ここで改めて注意を喚起します。先の大学教授が羽根60m、風車から3kmぐらい離れると騒音被害が避けられるかもしれないとの旨を言われていましたが、羽根が136mでは倍以上になりますので、今までの理解を超え、大変なことが予測されます。

仮に計画区域から6km以上離れないと被害を防げないとなれば、6kmすなわち直線で市街地、役場まで届きます。もとより恐れるだけでなく、この点において科学的データに基づく検証が必要であります。

この大型ローターの設置は、北海道、秋田県にあると聞きますので、行動力を発揮して、情報の収集あるいは独自調査をされたら如何でしょうか。穴水町の誰もそれを見ていないのであります。

いずれにしても、先の2点に関係しますが、例えば健康被害について諸説紛々たる現状において町の意見または要請として民家から離す距離を明示するぐらいの知見を持つべきだと思いますがいかがでしょうか。

5点目は自然界の生き物についてであります。山から海、さらに土中まで、自然界に無数の生き物がいます。これぐらいのことは私も想像できますが、それにしても生物環境という大問題について私は浅見薄知であります。

また、環境アセスメントのアセスメントとは評価査定と訳されていますが、大構造物が隣立する環境影響を現時点でどのように評価できるのか、私には全く疑問であり、何かと不思議でなりません。

精々やれることは、重大性から鑑みおざなりな予測ぐらいのことではないでしょうか。

現状では例えば鳥類の種類、渡り鳥の有無と飛行ルートぐらいは調査できるでしょう。

しかし、河内岳山系に隣立する状態で鳥類への影響をどのように評価できるのでしょうか。

ローターの回転で、乱起流が発生し、鳥は落ちてしまうそうです。鳥はまさに飛びますが、広域では能登半島全体に171基計画されています。これはもう市町村レベルの問題ではなく、国・県の問題です。狭い国土で、安易に西洋の真似をしているように、この素人の私に

は感じられます。

いずれにしても、環境アセスメント書類を自治体の知見をもって直接に縦覧し、精査していただきたいと思います。

6点目は、責任の再認識についてであります。私たちそれぞれ立場と責任があることは、改めて申すまでもありません。環境アセスメントの手續フロー図を眺めていて感じるのですが、事業者にとっては準備書の作成、公告、私たちにとっては、関係市町村長の意見と一般住民等の意見の提出が、今後の最重要な事柄であります。事業者は電気事業法に基づいて手順に則って経済活動をしているわけで、そのことに別に異議はありません。

しかし、所詮は人間のすることです。現実には法律に基づいてなされた事業が、取り返しのつかない大問題を起こしています。典型的な例は福島原発事故ではないでしょうか。「事故から得た教訓と今後の対応」なんてありますが、要は広義の現状回復ができないのであります。中国も騒いでいる問題の汚染水処理に30年ほどかかると言われています。とにかくあそこにはもう人間が生活できないのです。

話を元に戻しますが、風力発電事業についてあまりにも多くのことが懸念されます。将来に禍根を残さないか非常に心配しています。私たち議員は住民でもあり、しっかりとした意見を持ち、重大な責任を担っていることを再認識したいものです。

この事業によって現実諸々の人災が発生したら損害を被るのは私たち住民です。直接には国や県ではありません。執行部におかれましては、知見の収集やコンサルの活用などに費用をかけてでも真剣に取り組んで対処され、穴水町意見を発表されることを望みますが、いかがでしょうか。

以上執行部におかれましては、我が穴水町の将来に多大な影響を及ぼしかねない本件について賢明なるご所見を承りたく存じ上げる次第でございます。

2項目めは、教育行政についてであります。

先月19日、加賀市文化会館でお茶大名誉教授・作家である藤原正彦先生の市民文化講演会がありました。私の尊敬する方でありますので、遠くをいとわず行ってきました。演題は、「日本のこれから、日本人のこれから」という90分の講演でした。その内容を数秒にまとめて申し上げることができませんので、興味のある方は、先生の大ベストセラー「国家の品格と日本人の誇り」、第2章「素晴らしい日本文明」をお読みください。そこに書いてあることと、よく似たことを講演されていきました。聞きながら穴水町のことを思い、そこで感じたことを申し上げます。

今の子どもたちは、私たちの子供の頃と全然違って、大変な社会環境の中にいます。

私たちの時代は、見るといえば、テレビで大相撲や月光仮面、てなもんや三度笠などを見ることでした。しかし、今はスマホやタブレット、パソコンなどがあり、制限を強力につけないと情報氾濫の渦の中に巻き込まれてしまいます。そこでまず扱い方が問題になっています。

先日も小中高生の視力低下と報じていました。文科省はデジタル機器の影響と分析してい

ますが、出ているデジタル情報は錯雑、煩混といった状態です。こんなものを覗いていたら何か頭が変になりそうです。

今の子どもは、ある文脈で無気力と報道されたりしますが、いろいろなことが気になり大変不安なのでしょう。将来に向かって夢も希望も持たないで苦悩しているのかもしれませんが、心理面の憶測をしても仕方ありませんが、せめて理想と憧れを育む話を聞かせてやりたいと思います。

念のためですが、大人の話は子どもには無理だと思わないでください。子どもたちは暗記力が高く、記憶したことが後々生きてくるのです。理解の前の暗記の重要性を示す恒例は、昔の素読であります。

そこで穴水町の子どもたちにしっかりした人の講演を聞かせてあげられたらと思い、議場で提案する次第であります。

まず、1点目は「子ども文化講演会」についてであります。

本町の小学校、4年生から全高校生までを対象にした講演会の開催をしていただくように望みます。生徒数の少ない本町ですから文化センターには席の余裕があると思いますので、大人もしかるべき方法で行くことができるようにしたらいいと思います。講師は、藤原正彦先生のように生き方の根源にかかることについて講演できるお方を招聘できればと思います。予算は工夫したらできると思います。

2点目は、図書館の改修工事についてであります。

是非とも蔵書されていていいと思われる図書には、例えば石川県ゆかりの鈴木大拙や西田幾多郎、折口信夫などの全集がありますが、書架が少ないように感じられます。そこで、1階、玄関あたりの床にあたる空間を改修して、書庫室にできないものかと、前々から思っていました。できれば、吹き抜けの丸い空間を部屋にできないでしょうか。

3点目は、職員の少ない交流館の事務スペースを整理して、応接セットを置き、館長と住民が気軽に話をできるようにされたらいかがでしょうか。そういう話し合い、交流があつてこそ公民館活動が活発になるのではないかと思います。本件について聡明なるご判断をいただき、我が町が未来に向かって進展していくことを願う次第であります。

今回は2項目ながら、かなりの案件について質問あるいは提言をさせていただきました。

執行部におかれましては、何かとご多忙のことと存じあげますが、よろしくご答弁を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

私なりに愚考し、孫・子の代に禍根を残さないよう、また、子どもたちが立派な大人に育つことを願って揚言させていただきました。以上で、舌足らずでございますが、お聞き苦しい点など、お許しいただきまして、7番、伊藤繁男の一般質問を終わります。

ご寛大にご静聴いただき、誠にありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

1 項目めの風力発電事業についてお答えいたします。

議員の質問にお答えする前に、風力発電事業の認可の背景等についてお話しさせていただきます。

まず、風力発電事業などの再生可能エネルギーにつきましては、固定価格買取制度、いわゆる「FIT（フィット）制度」が、我が国においては平成24年度に創設されたところでございます。なお、FIT制度とは、太陽光、風力などの再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度であります。

この制度については、制度創設から新規参入する発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとれない・防災・環境上の懸念等を巡り地域住民との関係が悪化するなど、様々な問題が発生したこともあり、平成29年に法の改正が行われ、再生可能エネルギー発電事業計画を国が認定することとしたところであります。

また、この認定制度においては、事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守も求めており、違反時には、国より改善命令や認定取り消しを行うことが出来るようになっております。

次に、環境への影響にかかる調査等についてであります。

平成5年に制定された環境基本法において、発電事業等の工作物を建設する事業者において、その事業の実施にあたっては、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査や予測、評価を行い、その結果に基づいて、その事業に係る環境の保全について適正に配慮すること、いわゆる「環境アセスメント」を求めております。

その評価の実施方法等については、平成11年に環境影響評価法が制定されたところでありまして、その中においては、事業をするにあたって環境に配慮すべき事項を検討した結果である「配慮書」の作成、影響評価の項目やその項目を評価する方法案を示した「方法書」の作成、国の審議専門機関等の助言を受けて決定した方法書に基づいて調査、予測及び評価といった対策の検討事項を実施した結果を示した「準備書」の作成、環境アセスメントの実施結果について意見を聴く「評価書」の作成、その評価書に基づいて事業や環境保全措置を実施した上での事後調査後の「報告書」の作成の、5段階の手続きが求められております。

この5段階の手続きの中において、「配慮書」「方法書」「準備書」段階においては住民等からの意見や都道府県知事からの意見の聴取も義務づけられており、また、「方法書」「準備書」の段階においては、事業者による住民説明会の開催についても義務づけられているところであります。

なお、計画区域の自治体においては、知事に対して、意見を述べる事が求められており、計画区域の自治体の意見を参酌しながら、都道府県の環境審議会で審議された意見を国に提出するとともに、国においても、住民意見や都道府県知事からの意見、国の環境に関する審

議会の知見を基として、それぞれの計画を審議していく制度となっているところであります。

少し、説明が長くなってしまいましたが、議員のご質問について、お答えいたします。

始めに、能登里山風力発電事業における環境アセスメントについてであります。現在、「方法書」について、国の審査が完了し、方法書を基にしました調査や予測を事業者が行っているところであります。今後、その調査内容及び評価が事業者から示されるものと認識しております。

また、穴水町の水道については、先に山本議員や湯口議員にお答えさせていただいたとおり、今後も、水資源は町の水道事業にとりまして大変重要なものでありますことから、引き続き、適切な調査・予測を図られるよう申し上げていくところであります。

なお、実態の把握についてであります。石川県に対しての意見で述べさせていただいておきまして、事業者が同規模の風力発電施設の地域における実態を基に影響調査等を実施していくものと考えております。

次に、自然界の生き物への影響であります。町としても、生息環境に影響しないよう、石川県に対しまして、引き続き、意見を述べていきたいと考えております。

穴水町といたしましては、風力発電事業の計画に対して、法定の説明会にこだわらず、地域住民へのきめ細かい説明を事業者に対しまして促しております。今後の説明の場においては、フォトモンタージュを活用した説明を図るなど、わかりやすい説明がなされるよう、改めて、申し伝えさせていただきたいと考えております。

また、七尾志賀風力発電事業の経過であります。こちらについても、先の答弁においてお答えさせていただいたとおり、能登里山風力発電事業と同様に環境影響評価の方法書の審査が終了し、事業者が現地調査を実施しているものと認識しており、今後、計画が具体化する過程におきまして、事業者において、説明会などにより情報の周知が行われることとなると考えております。

いずれにいたしましても、穴水町におきましては、環境影響評価法の規定に基づき、石川県に対しまして様々な視点からしっかりと意見を申し上げさせていただいております。

この意見につきましては、専門的知見をもつ委員で構成された石川県環境審議会の審議を経て、県知事意見に反映されているところであります。国においても大学教授等の有識者で構成された環境審議会において審議がなされているところであり、今後も、引き続き、県からアドバイスをいただきながら、しっかりと意見を述べさせていただきたいと考えており、繰り返しとなりますが、環境基本法等の規定により、事業者自らが適正に調査、予測、評価するものと承知しております。

○議長（佐藤豊）

松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）

2項目めの教育行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「こども文化講演会」についてであります。子ども達に「生きる力」をつけさせるためには、メディアを通してではなく、直接生の声で講演を聞かせることも、大変有効であると考えています。

コロナ禍以前は、毎年PTA研究大会と併せ、「豊かな心を育む町民大会」として様々な方をお招きし、講演会を行って参りました。医療分野の専門家には「心の健康」について、フリーアナウンサーの方には「言葉の持つ力」についてお話をいただきました。

昨年度の「立志の集い」には、星稜高校野球部元監督の山下智茂さんをお招きし、ご自身の野球にかける熱い思いを語っていただきました。また、講演会ではありませんが、本年度「町活性スポーツ塾」の事業として、世界陸上競技選手権大会で400mリレーにも出場された、現役アスリートである佐藤風雅選手による「走り方教室」を開催したところ、子どもから大人まで120名あまりが参加し、佐藤選手のひと言ひと言に熱心に耳を傾けていました。

このように、素晴らしい経験や知識をお持ちの方々の声は、「夢を持つこと」や「夢を叶えること」、そして自分の将来について考える上で、大きな参考になると思われま

す。今後も、人選や開催場所などについては関係の皆さまのご意見を伺いながら、「生きる力」を育む講演会を行って参りたいと考えています。

次に、2点目の町立図書館の改修についてのご質問にお答えいたします。

議員ご提案の、玄関上部の吹抜け部分の改修につきましては、図書館のスペース確保のためには大変有効ですが、一方で、改修には多額の費用が必要であることや、プラウト中庭の、伸びやかで気持ちのいい空間を損なう恐れがあること等から、慎重に検討する必要があると考えています。スペースの制約もありますが、圧迫感のない明るい館内を維持しつつ、空きスペースを有効に活用し、新たな書架の導入などにより、少しずつではありますが、蔵書数を増やしているところであります。加えて、町の図書館にない書物は、県立図書館等との「相互貸借制度」を利用して、本を借りることができますので、その制度の周知を図りながら、町民のニーズに応じて参りたいと考えております。

最後に、3点目のさわやか交流館の事務スペースの整理についてでございますが、議員からのご提案を踏まえ、事務室内の配置を工夫して、今後、より町民が訪れやすく話しやすい雰囲気や環境づくりに配意しながら、活発な公民館活動の推進に努めて参ります。

○議長（佐藤豊）

伊藤繁男君。

○7番（伊藤繁男）

松尾事務局長をはじめ、荒木課長には、大変よくご答弁いただきありがとうございました。ただ、期待したご答弁がいただけなかったような感じが私には残っております。

今回の質問は、町民憲章の特に「自然を守り、人を愛します。教養を高め、文化の向上に努めます。良い環境をつくり、町の発展に努めます」という重要な言葉に関わる事柄でした。

私は誓って実践したいと思います。穴水町という自治体にとって執行部は要であります。責任の重さと、公僕を精神を忘れることなく、長期的、対局的、根本的、複眼を持って我が町の持続的発展にご清栄されますよう申し添え、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇

6 番 大 中 正 司 議 員

○議長（佐藤豊）

6番、大中正司君。

○6番（大中正司）

皆さん、大変お疲れ様でございます。最後の質問者になります。

6番、大中正司であります。

それでは、早速質問に入ります。

先日まで町内4カ所において町政懇談会が開催されました。町長をはじめ、実施に携わってくださった職員の皆様も大変お疲れ様でございます。

今回はこの町政懇談会について、一問一答方式で質問をいたします。

吉村町長は、ご挨拶の中でこのように発言をされました。「町長に就任して以来既に10ヶ月が経過したが、議員時代には見えなかったものが見え始めてきた」とのお話でした。聞き流せば良いことなのかもしれませんが、私にはどうしても気になって仕方がないので、ここであえて質問をいたします。

議会と執行部は車の両輪に例えられますように、町政の発展という方向は同じでも、日常の活動の中で得られる情報は質、量ともに格段の差があるかと思えます。しかし単純にその差のことではなく、町長の職務を遂行する中で、何かのきっかけで視点・観点が変わり、別なものが見え始めているのだらうと受け止めました。見える景色が違ってくるとい話は大変、私にとって興味深く、私たち議員が見えない景色とはどういう意味なのか、後学のために見え始めてきたものの一部でも結構ですのでお聞かせいただきたいと存じます。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

私が町長として就任する前までは町の議会議員として10年7ヶ月余り勤めさせていただきました。

今は町長として職員を指揮・監督し、住民に対する具体的な政策を行うための立案や説明・報告を行う立場となり、様々な業務を通じて議員時代にはなかった出合いや情報に触れることが多くあり、日々多くの気付きや発見があります。

私が以前身を置いておりました福祉の現場では、援助する側は援助される側の身になって考え、行動することが大変重要です。相手の立場になって考えること、このことは当たり前のように思えるかもしれませんが、長く同じ立場にいるととかく、その視点が疎かになることが多々あります。

このことは福祉に限らず様々な仕事・組織にとっても忘れてはならない視点だと思います。視点を変えて考えることで見えてくる課題やアイデア、取るべき行動があります。このことは、町民と向き合う行政にも言えることですし、議会もしっかりです。

自身の経験を通して得られる日々の気付きや発見に感謝し、目の前の課題解決や行動が町政の発展に繋げられるよう、これからも仕事に臨みたいと思っています。

私の懇談会の発言は、自身への戒めの言葉だをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

大中正司君。

○6番（大中正司）

次に、町民の皆様から出されたご意見やご要望についてお伺いいたします。

私は、兜地区以外の3カ所の懇談会に参加し、ご意見を聞かせていただきましたが、中には正直なところ、私の知らなかったことも多くありまして、自分のアンテナの低さに恥じ入ることもありました。

ご意見やご要望の中には、予算やあるいは県の事業の関係でその場で即答できるものが少なかったのはやむを得ないことだと思います。しかし、中には以前からの要望に関しての対応に不満を感じているような発言もあり、執行部として改善や反省すべき点もあると感じたところであります。この点について、吉村町長の所感をお聞かせ下さい。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

議員ご質問のとおり町政懇談会の場でお聞きした内容には、過去からの要望への対応に不満を感じているというご発言もいただきました。

このような内容については真摯に受け止め、今後は住民や地域や住民の皆様に対し不満を抱かれないよう改善すべき点は改善し、説明すべき点はしっかりと説明させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司君。

○6番（大中正司）

質問の内容がちょっと曖昧だったかもしれません。

私がある場で感じたことは、町民の以前からのご要望や何かを執行部側、町が返答を保留にしたり、或いは曖昧にしたりというようなことがあったのではないかとというような感じを受けたわけであります。そのように、おっしゃっている方もいらっしゃったので、その分もあるかと思えます。

これは難しいかもしれませんが、冷たい反応かもしれませんが、「出来ないなら出来ない」、「出来るけど、これは相当時間がかかっている。3年以内は無理だ」と、或いは例えて言えば、そんなようなあまり期待を持たせるような発言、ご回答で、その場をしのぐことのないようにしっかりと対応していただければ、と思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、懇談会の場に出されたご意見の中でも、特に重く受け止めた風力発電について伺いいたします。

このことは、今までに質問、ご答弁もいっぱいありましたので、だぶるかもしれませんが、簡単にお聞きいたします。

懇談会の中での、質疑応答の内容は私のメモと記憶だけなので、文言や文脈は正確ではないと思えますし、省略を省いて申しますのでご了解いただきたいと思います。

まず、穴水町風力発電を考える会の代表池上悟氏から、現在計画されている能登里山風力発電事業に対して、世界農業遺産である能登の自然を守る立場から断固反対の意見が述べられました。

それに対する町長や副町長の回答は、「科学的な知見に基づいて判断すべきだが、県や町は事業の可否を審査する立場にない。場合によっては基数の制限や設置場所の変更などもあり得るが、いずれにしても自然環境に影響を及ぼさないことが事業推進の前提なので、事業者からそれに対応した準備書が提出されるものと考えている」ということであったと思えます。大雑把すぎるかもしれませんが、修正や補足の必要がありましたら、後ほどご指摘をいただきたいと思います。

ところでまた一方で、吉村町長は、創生総合戦略の新たな目標の一つカーボンニュートラルの推進の中で、再生可能エネルギーの導入支援を掲げ、主な追加取組事業として太陽光発電などクリーンエネルギーの推進を提唱しています。

これは私には二律背反、つまりどちらも正しいのだが、両方を選べない選択肢を示されて

いるように感じます。

そこで端的に2点伺います。

1点目は、能登の自然を壊すことのない風力発電や太陽光発電施設を私にはイメージがでないので、吉村町長の構想するイメージを具体的にお示しいただきたいと思います。

そして2点目は、再生可能エネルギーの導入支援という文言が気になっており、これまで述べてきた定義の中で導入、すなわち導き入れるという方針をどのように解釈すればいいのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

穴水町におきましては、総合戦略の改定案の検討に当たりまして、石川県成長戦略と同様に、横断的な目標としてカーボンニュートラルの推進を追加し、脱炭素社会の実現を目指し、その取組を社会全体に浸透させて温室効果ガスなどの抑制を図っていくことにより、地方創生の進化が図られていくものと考えております。この目標に当たりましては、町民一人一人の理解と協力が必要であり、また環境負荷の少ない環境型社会の構築に向けまして、町民の環境に対する意識の高揚や醸成を図ることも必要と考えております。

具体的に申しますと、家庭用太陽光発電システムの設置の推進やエネルギーの省力化の推進、合わせてリサイクルごみの減量化を推進することとともに、町民一人一人の行動変容を促進することが重要だと考えておりまして、このような取組が私の考える新たな総合戦略におけるカーボンニュートラルの推進のイメージであります。

○議長（佐藤豊）

大中正司君。

○6番（大中正司）

質問2点について、まとめてご答弁いただいたようですけれども確認いたします。

ただいまのご答弁では、家庭用太陽光発電システムの設置の推進や公共施設エネルギーの省力化、各公共施設のエネルギー化の推進やリサイクルごみの減量化を推進することが重要だというご答弁であったと思いますが、つまり町長は、能登の自然を壊すと懸念される風力発電や太陽光発電施設のイメージは持っていないという理解で良いのかなと思いたいところですが、どうもそうではなさそうです。どのように理解すればよろしいでしょうか。質問の意図はわかりにくいですか。

要するに、3つありましたよね。家庭用のこととか、大型の風力発電とか、太陽光発電とかということには触れられてなかったように思いますが、そのことは念頭にない。能登の自

然環境を破壊することになる施設として、そういうものを考えていないということですか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

繰り返しになりますが、総合戦略の中のカーボンニュートラルの推進については、町としてできること、やはりそれは町民一人一人の協力をいただき、そして生活スタイル、行動を変容していくことによってCO₂削減を図るということが目的でございます。

特に先ほど言われたとおり、太陽光発電であるとか風力発電とか企業誘致を総合戦略の中で謳っているわけではございません。

○議長（佐藤豊）

大中正司君。

○6番（大中正司）

これまで、同僚議員が質問して反対の立場での質問がありましたけれども、町民の意見というのが最終的には大事だと思いますが、吉村町長はこういう施設についての町民の意向をどのように汲み取るおつもりでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

町政懇談会なり、町民と触れ合う機会というのは非常に多くございます。もちろんその反対意見があるのも承知しております。先ほど、宮本議員からのご発言ありましたが、やはり無知による行動ができない、情報がない上で反対や賛成もできないというふうな状況はよろしくないかと思っております。

その中でやはり、ありとあらゆるチャンネルを使って町民の意見を聞くというのは行政の責務でありますし、それは行政もそうですが、議会も率先してその町民の意見を吸い上げる行動をお互いやっていければというふうに考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司君。

○6番（大中正司）

議会といたしましても、同僚議員が先ほど言われましたように、町民団体の方々とお話を折に触れて、町民とそういうことについての対話はしております。それは、最大公約数であるかどうかは分かりませんが、そういう機会をとらえて町民の意見を集約していきたいと思っておりますので、町におかれましても、そういう集約をする機会を是非たくさん設けていただきたいというふうに思っております。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

以上で一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

「無い」ようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありますか。

質疑は「無い」ようですので、質疑を終わります。

◎議案等の各常任委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、議案第52号から議案第56号までの議案5件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第56号までの議案5件については、お手元へ配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ各所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号から議案第56号までの議案5件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これにて、本日は散会いたします。
引き続き、議員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室へお越し下さい。

（午後 5 時 3 7 分散会）

令和5年第5回穴水町議会12月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和5年12月15日(金)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉 村 副 町 長 宮 崎 高 裕
教 育 長 大 間 順 子
総 務 課 長 北 川 人 嗣 環 境 安 全 課 長 荒 木 秀 人
税 務 課 長 上 野 実 住 民 福 祉 課 長 笹 谷 映 子
子 育 て 健 康 課 長 谷 口 天 洋 観 光 交 流 課 長 中 瀬 寿 人
地 域 整 備 課 長 金 谷 康 宏 上 下 水 道 課 長 勝 本 健 一
会 計 課 長 彦 美 香 教 育 委 員 会 長 松 尾 美 樹
総 務 局 院 長 小 林 建 史

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 係長 龍池 公子 主任 出崎 雄太

◎議事日程

- 日程第1、付託議案等の委員長報告
- 日程第2、委員長報告に対する質疑
- 日程第3、討論・採決
- 日程第4、閉会中の継続審査及び調査

◎開議の宣告

(午前10時00分再開)

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

これより日程に基づき、議案第52号から議案第56号までの議案5件を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 小坂孝純君。

○教育民生常任委員会委員長（小坂孝純）

教育民生常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案について、12月13日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第52号 令和5年度穴水町一般会計補正予算第4号について

議案第55号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、であります。

以上の議案等について、各担当課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、

- 急激な物価上昇に直面している現在において、物価高騰対策支援金の活用は、各産業分野を始め、広く町民に支援されるよう努めること。
- 介護保険サービスの提供にあたっては、町民が安心して利用できるよう、介護事業者においては利用者や家族への丁寧なサービス提供を心がけていただき、町においては、しっかりと指導、監督を実施し、介護保険サービスの適正な運営に努めること。
- 風力発電施設の建設については、今後段階を踏んで進めていく過程において提出する書類を精査し、県に対し、町民や町の意見をしっかりと述べ、事業者が実施する環境影響評価法に定める住民説明会だけに止めず説明会を開催し、町民の意見をくみ取った真摯な対応を行うよう、事業者に対し改めて提言を行うこと。

などの意見がありました。

以上、付託されました議案2件については、いずれも全会一致をもって、原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

総務産業建設常任委員会委員長 浜崎音男君。

○総務産業建設常任委員会委員長（浜崎音男）

総務産業建設常任委員会委員長報告、私、浜崎です。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について、12月13日に審査いたしましたので、その経過及び結果を報告します。

議案第52号 令和5年度穴水町一般会計補正予算第4号について

議案第53号 令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第56号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、であります。

以上の議案等については、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からは、

○各公民館で開催されている「スマホ教室」には、多くの町民が参加されている。来年度においても引き続き、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、「スマホ教室」の開催を行って欲しい。

○中小企業などの新規事業の取り組みを後押しする「再構築補助金」事業の周知を図り、町の産業の活性化に努めて欲しい。などの意見がありました。

以上、付託されました議案4件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑



○議長（佐藤豊）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

◎委員長報告に対する討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
無いようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、議案採決を行います。
議案第52号から議案第56号まで、議案5件を一括採決いたします。
なお、各議案等に対する委員長報告は、いずれも可決であります。
お諮りいたします。
議案第52号から議案第56号まで、議案5件について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第52号から議案第56号までの議案5件については、原案どおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、発議第6号「学校給食を無償化するための財政措置を求める意見書の提出」について、を議題といたします。

発議第6号は、議会に關することですので、質疑、討論を省き、直ちに採決に移りたいと思います。ご意義ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、これより発議第6号を採決いたします。
お諮りいたします。

発議第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、発議第6号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（佐藤豊）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について穴水町議会会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤豊）

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第5回穴水町議会12月定例会を閉会いたします。

引き続き議員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは、委員会室へお越し下さい。

（午前10時11分閉会）

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和 5年12月15日

議会議長 佐藤 豊

署名議員 小泉 一明

署名議員 小坂 孝純